

社会的養護の現状について(参考資料)

平成24年1月

1. 社会的養護の現状	・・・	1 ページ
2. 要保護児童数の増加	・・・	2
3. 虐待を受けた児童の増加	・・・	4
4. 障害等のある児童の増加	・・・	7
5. 児童養護施設の形態の現状と小規模化の必要性	・・・	8
6. 進学、就職の状況、自立支援の推進	・・・	10
7. 児童養護施設の人員配置と措置費について	・・・	13
8. 職員配置基準と居室面積基準等の改正経緯	・・・	15
9. 里親制度の概要	・・・	20
10. 里親等委託率について	・・・	25
11. 里親委託の推進と里親支援機関	・・・	32
12. 市町村における要保護児童対策	・・・	36
13. 社会的養護の充実のためのこれまでの取組	・・・	38
14. 平成23年に実施した事項	・・・	40
(参考) 乳児院、児童養護施設、里親等の状況	・・・	62

1. 社会的養護の現状

保護者のない児童、被虐待児など家庭環境上養護を必要とする児童などに対し、公的な責任として、社会的に養護を行う。対象児童は、約4万5千人。

里親	家庭における養育を里親に委託		登録里親数	委託里親数	委託児童数	ファミリーホーム	養育者の住居において家庭養護を行う(定員5~6名)	
			7,669世帯	2,971世帯	3,876人		ホーム数	145か所
	区分 (里親は重複登録有り)	養育里親	6,121世帯	2,368世帯	2,993人			
		専門里親	572世帯	155世帯	172人			
		養子縁組里親	1,840世帯	201世帯	179人			
	親族里親	367世帯	359世帯	532人	委託児童数	497人		

施設	乳児院	児童養護施設	情緒障害児短期治療施設	児童自立支援施設	母子生活支援施設	自立援助ホーム
対象児童	乳児(特に必要な場合は、幼児を含む)	保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童(特に必要な場合は、乳児を含む)	軽度の情緒障害を有する児童	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童	義務教育を終了した児童であって、児童養護施設等を退所した児童等
施設数	129か所	585か所	37か所	58か所	261か所	82か所
定員	3,778人	34,522人	1,664人	4,024人	5,314世帯	504人
現員	2,963人	29,114人	1,178人	1,548人	3,808世帯 児童5,951人	310人
職員総数	3,861人	14,892人	831人	1,894人	1,995人	329人

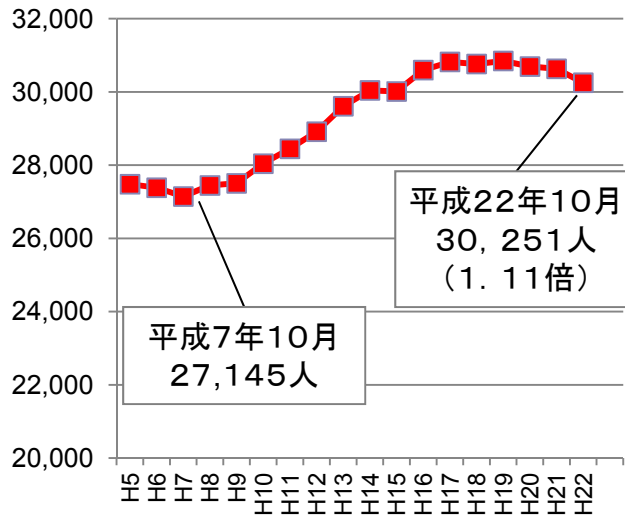
※定員、現員、里親数、委託児童数は福祉行政報告例(平成23年3月末現在)
 ※施設数、ホーム数、小規模グループケア等のか所数は家庭福祉課調べ(平成23年10月1日現在)
 ※自立援助ホームの定員等は、家庭福祉課調べ(平成23年3月1日現在)
 ※職員数は、社会福祉施設等調査報告(平成20年10月1日現在)
 ※児童自立支援施設は、国立2施設を含む
 ※母子生活支援施設は、福島県分4か所を除く

小規模グループケア	650か所
地域小規模児童養護施設	221か所

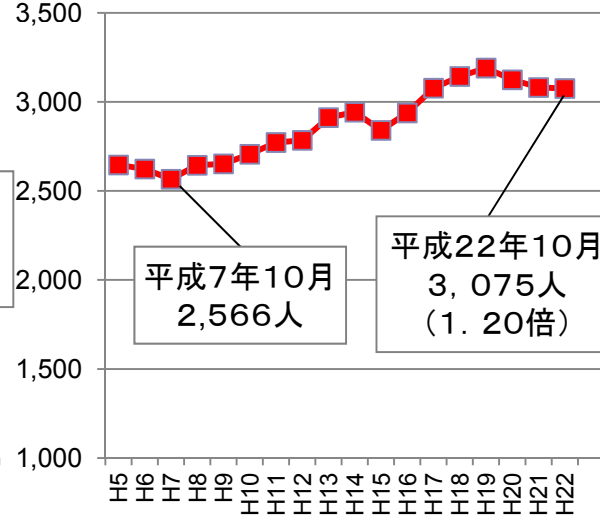
2. 要保護児童数の増加

要保護児童数の増加に伴い、ここ十数年で、児童養護施設の入所児童数は1.11倍、乳児院が1.20倍に増加。一方、里親等委託児童数は、2.06倍に増加。

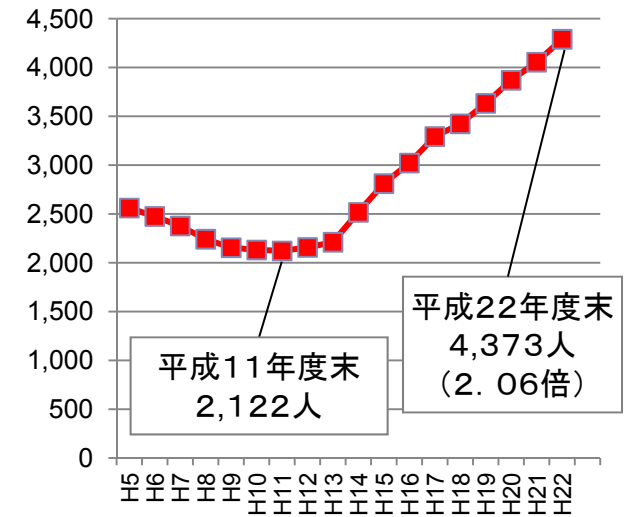
○児童養護施設の入所児童数



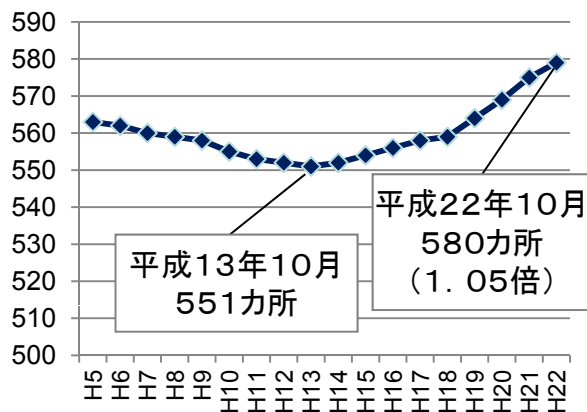
○乳児院の入所児童数



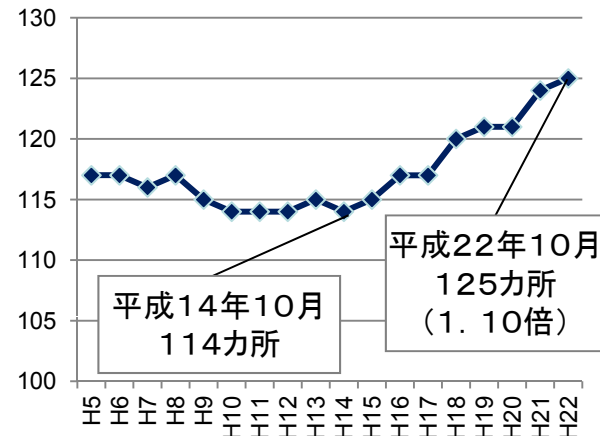
○里親・ファミリーホームへの委託児童数



○児童養護施設の設置数



○乳児院の設置数



(注)児童養護施設・乳児院については各年度10月1日現在(社会福祉施設等調査、平成21年度以降は家庭福祉課調べ)
里親・ファミリーホームについては、各年度3月末日現在(福祉行政報告例)

(参考) 児童養護施設の児童の年齢、在所期間、措置理由

①児童養護施設の児童の年齢

	在籍児の年齢	入所時の年齢
0歳	6 (0.0%)	59 (0.2%)
1歳	34 (0.1%)	968 (3.1%)
2歳	454 (1.4%)	6,763 (21.4%)
3歳	1,120 (3.5%)	3,949 (12.5%)
4歳	1,520 (4.8%)	2,819 (8.9%)
5歳	1,711 (5.4%)	2,442 (7.7%)
6歳	1,858 (5.9%)	2,432 (7.7%)
7歳	1,860 (5.9%)	1,977 (6.3%)
8歳	1,973 (6.2%)	1,881 (6.0%)
9歳	2,095 (6.6%)	1,657 (5.2%)
10歳	2,300 (7.3%)	1,511 (4.8%)
11歳	2,389 (7.6%)	1,259 (4.0%)
12歳	2,486 (7.9%)	1,154 (3.7%)
13歳	2,466 (7.8%)	1,053 (3.3%)
14歳	2,349 (7.4%)	864 (2.7%)
15歳	2,356 (7.5%)	505 (1.6%)
16歳	1,745 (5.5%)	163 (0.5%)
17歳	1,581 (5.0%)	43 (0.1%)
18歳～	1,256 (4.0%)	9 (0.0%)
総数	31,593 (100%)	31,593 (100%)
平均	10.6歳	5.9歳

(注) 総数には期間不詳も含む。

②在籍児童の在所期間

	在籍児童数
1年未満	5,410 (17.1%)
1年以上-2年未満	4,416 (14.0%)
2年以上-3年未満	3,621 (11.5%)
3年以上-4年未満	3,182 (10.1%)
4年以上-5年未満	2,582 (8.2%)
5年以上-6年未満	2,255 (7.1%)
6年以上-7年未満	2,160 (6.8%)
7年以上-8年未満	1,783 (5.6%)
8年以上-9年未満	1,475 (4.7%)
9年以上-10年未満	1,163 (3.7%)
10年以上-11年未満	959 (3.0%)
11年以上-12年未満	843 (2.7%)
12年以上	1,653 (5.2%)
総数	31,593 (100%)
平均期間	4.6年

(注) 総数には期間不詳も含む。

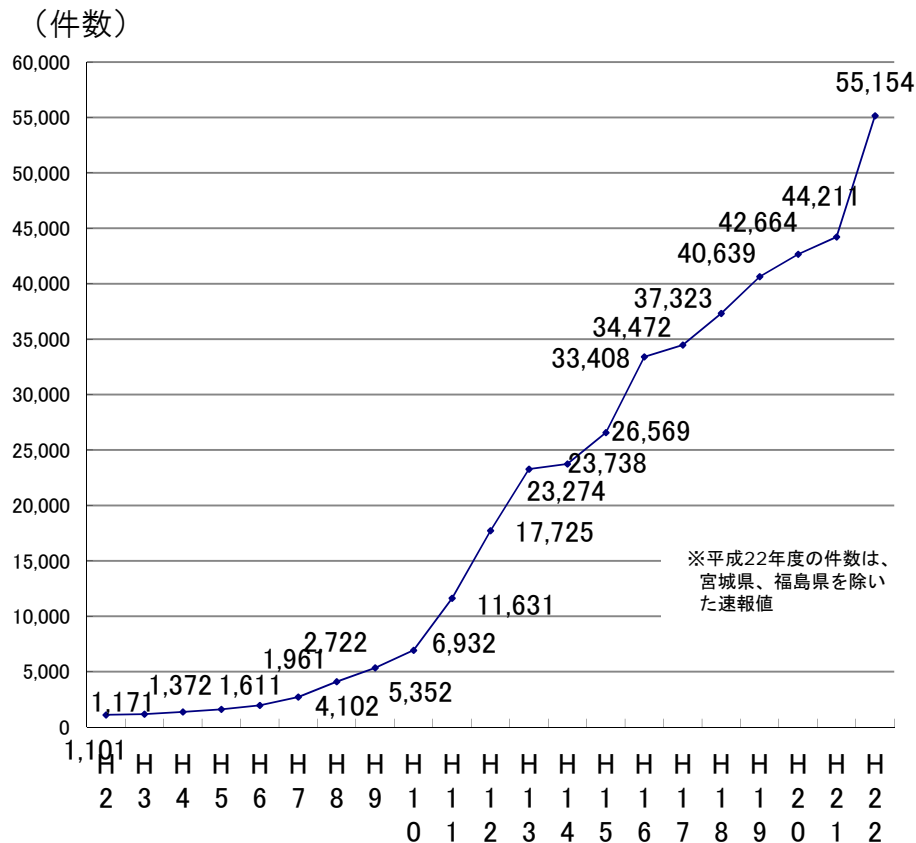
③児童の措置理由

父の死亡	195 (0.6%)
母の死亡	580 (1.8%)
父の行方不明	328 (1.0%)
母の行方不明	1869 (5.9%)
父母の離婚	1304 (4.1%)
父母の不和	252 (0.8%)
父の拘禁	563 (1.8%)
母の拘禁	1048 (3.3%)
父の入院	327 (1.0%)
母の入院	1506 (4.8%)
父の就労	1762 (5.6%)
母の就労	1293 (4.1%)
父の精神疾患等	180 (0.6%)
母の精神疾患等	3197 (10.1%)
父の放任・怠惰	654 (2.1%)
母の放任・怠惰	3707 (11.7%)
父の虐待・酷使	1849 (5.9%)
母の虐待・酷使	2693 (8.5%)
棄児	166 (0.5%)
養育拒否	1378 (4.4%)
破産等の経済的理由	2390 (7.6%)
児童の問題による 監護困難	1047 (3.3%)
その他	2674 (8.5%)
不詳	631 (2.0%)
総数	31,593 (100.0%)

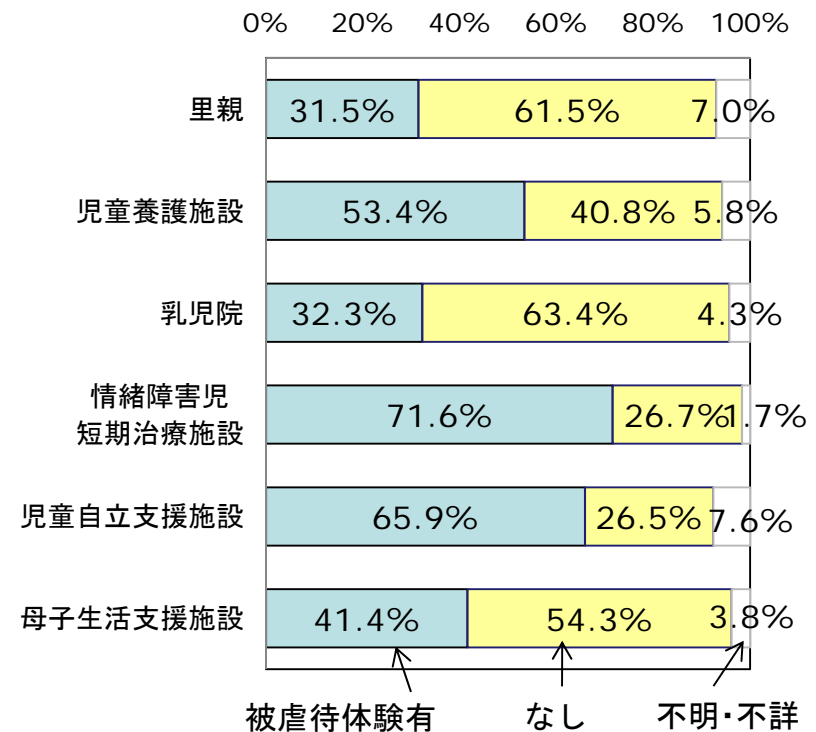
3. 虐待を受けた児童の増加

児童虐待の増加等に伴い、児童虐待防止対策の一層の強化とともに、虐待を受けた子どもなどへの対応として、社会的養護の量・質ともに拡充が求められている。

○ 全国の児童相談所における児童虐待に関する相談件数は、児童虐待防止法施行前の平成11年度に比べ、平成22年度には約5倍に増加。



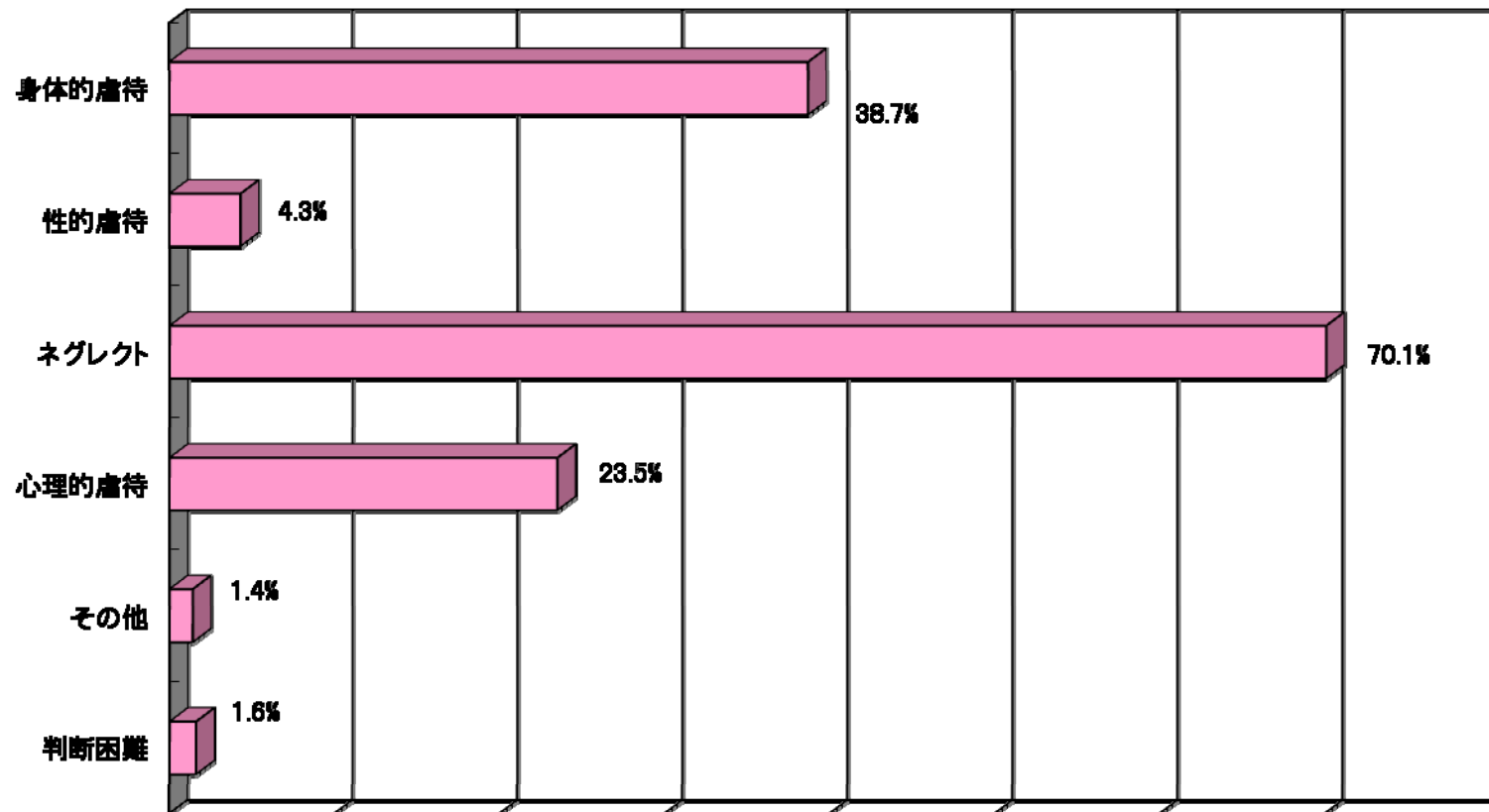
○ 児童養護施設に入所している子どものうち、半数以上は、虐待を受けている。



児童養護施設入所児童等調査結果(平成20年2月1日)

被虐待体験「有り」の場合の虐待の種類(複数回答)

【児童養護施設】N=15,748

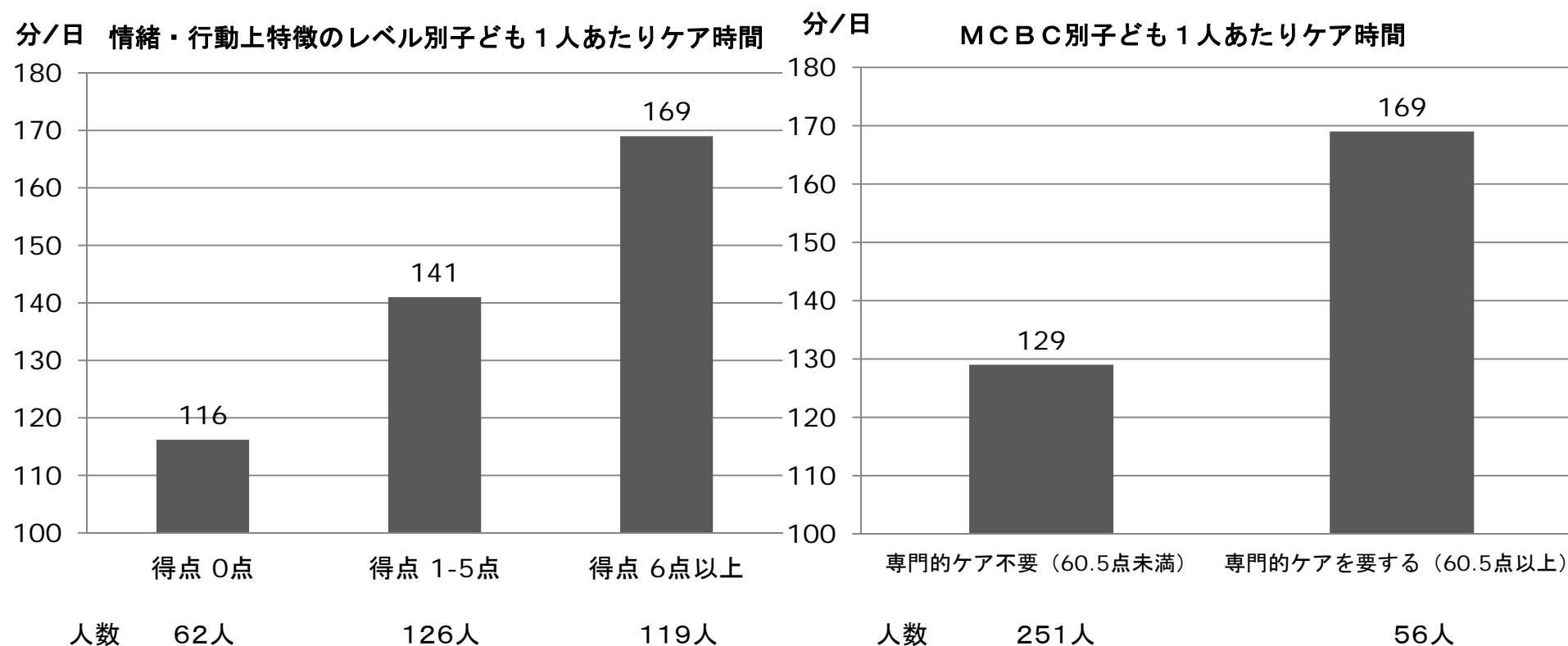


(参考)タイムスタディ調査による子ども1人あたりケア時間の比較

○ 児童養護施設でのタイムスタディ調査の結果から、子ども1人あたりケア時間を比較すると、情緒・行動上の問題の多い児童や不適切な養育を受けた児童など、専門的なケアを必要とする児童に対するケア時間は、大幅に長くなっている。

※1人1日あたりに投入されたケア時間は、おおむね30～40%長い。

○ この調査は、現行の職員配置基準の制約の下における実態を調べたものであり、十分なケアを行うためには、本来は、更に長いケア時間が必要。



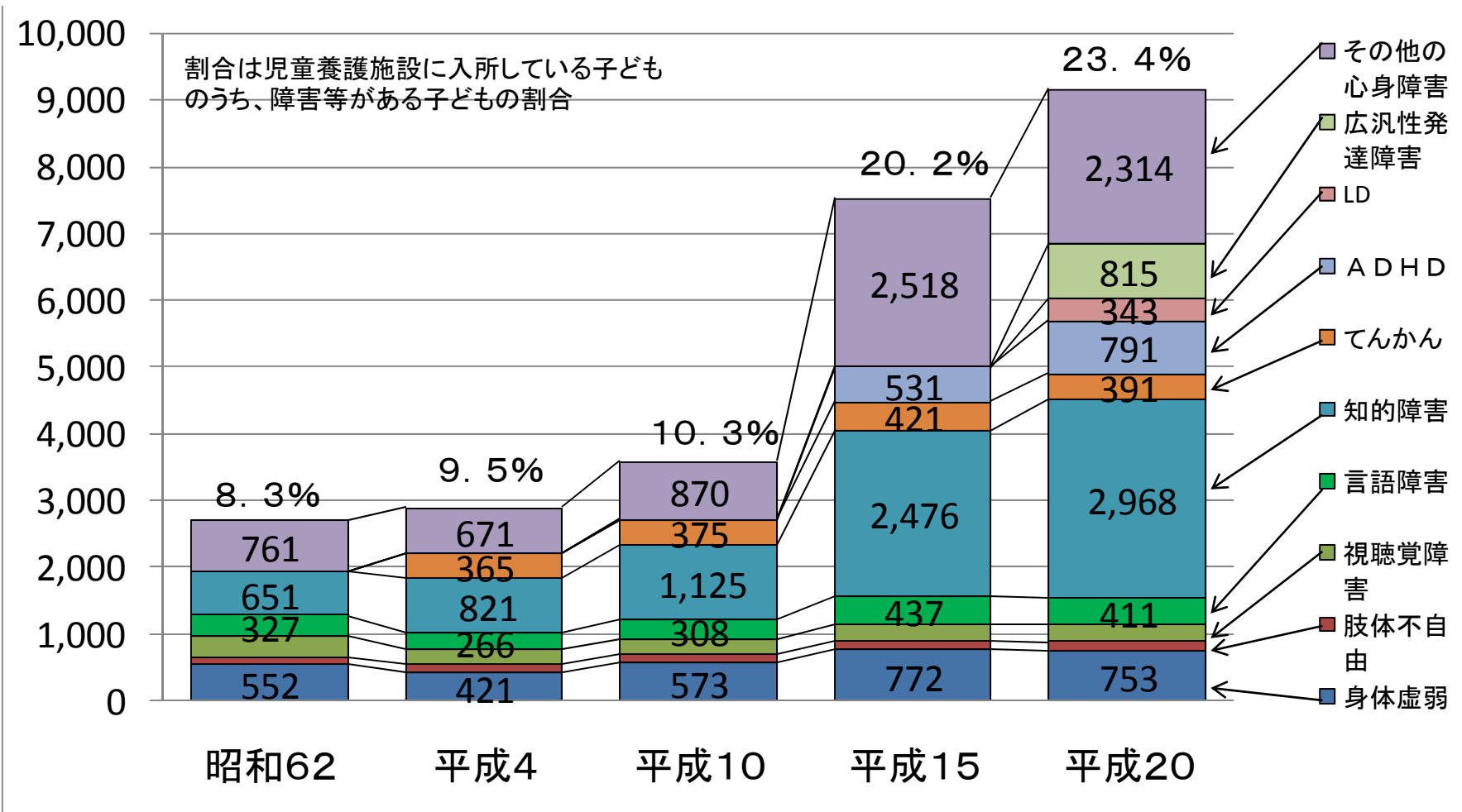
(注) 平成20年度社会的養護における施設ケアに関する実態調査 (タイムスタディ調査) による。

(注) MCBC(Maltreated Child's Behavior Checklist)は、不適切な養育を受けた子どもの行動チェックリスト

4. 障害等のある児童の増加

社会的養護を必要とする児童においては、障害等のある児童が増加しており、児童養護施設においては23.4%が、障害有りとなっている。

児童養護施設における障害等のある児童数と種別



ADHD(注意欠陥多動性障害)については、平成15年より、広汎性発達障害およびLD(学習障害)については、平成20年より調査。それまではその他の心身障害へ含まれていた可能性がある。

5. 児童養護施設の形態の現状と小規模化の必要性

児童養護施設の7割が大舎制。また、定員100人を超えるような大規模施設もある。家庭的養護の推進のため、施設の小規模化の推進が必要。

① 大舎・中舎・小舎の現状、小規模ケアの現状

		寮舎の形態			小規模ケアの形態		
		大舎	中舎	小舎	小規模グループケア	地域小規模児童養護施設	その他グループホーム
保有施設数 (N=489)	施設数	370	95	114	212	111	55
	%	75.8	19.5	23.4	43.4	22.7	11.3
舎数		476	220	444	212	116	98
一舎あたり定員数	平均	45.65	15.43	8.82	7.27	5.99	6.06
一舎あたり在籍児童数	平均	42.09	14.46	8.36	7.14	5.81	5.58
職員一人あたり児童数※	平均	4.43	3.91	3.39	3.08	2.75	2.59

※ 社会的養護施設に関する実態調査（平成20年3月1日現在）、調査回答施設数489

※ 「職員1人当たり児童数」は、週40時間に換算したもの。施設においては休日、夜間の対応も行われていることに留意する必要がある。

※ 「大舎」：1舎当たり定員数が20人以上、「中舎」：同13～19人、「小舎」：同12人以下

※ 例えば、大舎の寮の中に小規模グループケアのユニットがある場合、小規模グループケアによる定員や在籍児童数は、大舎の定員や在籍児童数から除かれている。

② 定員規模別施設数

定員	施設数
～ 20	4 (0.7%)
～ 30	61 (10.4%)
～ 40	92 (15.7%)
～ 50	124 (21.2%)
～ 60	97 (16.6%)
～ 70	71 (12.1%)
～ 80	47 (8.0%)
～ 90	35 (6.0%)
～ 100	24 (4.1%)
～ 110	13 (2.2%)
～ 120	5 (0.9%)
～ 150	7 (1.2%)
151～	5 (0.9%)
総数	585 (100%)

家庭福祉課調べ
(平成23年10月1日)

施設の小規模化と家庭的な養護の推進

社会的養護が必要な児童を、可能な限り家庭的な環境において安定した人間関係の下で育てることができるよう、施設のケア単位の小規模化、里親やファミリーホームなどを推進

より家庭的な養育環境

児童養護施設

大舎(20人以上)
中舎(13~19人)
小舎(12人以下)

1歳~18歳未満(必要な場合0歳~20歳未満)

職員

施設等のほか
就学児童6:1
3歳以上4:1
3歳未満2:1

585か所
定員34,522人
現員29,114人

乳児院

乳児(0歳)、必要な場合幼児(小学校就学前)

129か所
定員3,778人、現員2,963人

小規模グループケア (本園ユニットケア、グループホーム)

本体施設や地域で、小規模なグループで家庭的養護を行う

1グループ6~8人
(乳児院は4~6人)

職員1人+管理宿直を加算

23年度650か所
→26年度目標800か所
(乳児院等を含む)

地域小規模児童養護施設 (グループホーム)

本体施設の支援のもと地域の民間住宅などを活用して家庭的養護を行う

定員6人
職員2人+非常勤1人+管理宿直

23年度221か所
→26年度目標300か所

小規模住居型児童養育事業 (ファミリーホーム)

養育者の住居で養育を行う家庭養護

定員5~6人
養育者及び補助者合わせて3人

23年度145か所
→26年度目標140か所

里親

家庭における養育を里親に委託する家庭養護

児童4人まで

登録里親数	7,669世帯
うち養育里親	6,121世帯
専門里親	572世帯
養子縁組里親	1,840世帯
親族里親	367世帯

委託里親数 2,971世帯
委託児童数 3,876人

→26年度目標
養育里親登録8,000世帯
専門里親登録800世帯

里親等委託率

$$= \frac{\text{里親} + \text{ファミリーホーム}}{\text{養護} + \text{乳児} + \text{里親} + \text{ファミリーホーム}}$$

23年3月末 12.0%
→26年度目標 16%

児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)

養護施設等退所後、就職する児童等が共同生活を営む住居において自立支援

23年度82か所 →26年度目標 160か所

※「26年度目標」は、子ども子育てビジョン

施設数、小規模グループケア、地域小規模児童養護施設、ファミリーホーム、自立援助ホームの数は、平成23年10月1日家庭福祉課調べ。
定員、現員、里親についての全国計は、平成23年3月末福祉行政報告例。

6. 進学、就職の状況、自立支援の推進

高校進学率は高くなったが、高校卒業後の進路は、一般に比べ進学率は低く、就職が多くなっている。

① 中学校卒業後の進路（平成22年度末に中学校を卒業した児童のうち、平成23年5月1日現在の進路）

	進 学				就 職		その他	
	高校等		専修学校等					
児童養護施設児 2,538人	2,376人	93.6%	52人	2.1%	49人	1.9%	61人	2.4%
(参考) 全中卒者 1,228千人	1,203千人	98.0%	5千人	0.4%	5千人	0.4%	14千人	1.2%

② 高等学校等卒業後の進路（平成22年度末に高等学校等を卒業した児童のうち、平成23年5月1日現在の進路）

	進 学				就 職		その他	
	大学等		専修学校等					
児童養護施設児 1,600人	191人	11.9%	177人	11.1%	1,112	69.5%	120人	7.5%
うち在籍児 153人	18人	11.8%	18人	11.8%	89人	58.1%	28人	18.3%
うち退所児 1,447人	173人	12.0%	159人	11.0%	1,023人	70.7%	92人	6.3%
(参考) 全高卒者 1,069千人	581千人	54.3%	246千人	23.0%	167千人	15.7%	75千人	7.1%

③ 措置延長の状況（予定を含む）

4月1日から6か月未満	20歳に到達するまで	その他
104人	34人	15人

児童養護施設児は家庭福祉課調べ（「社会的養護の現況に関する調査」）。全中卒者・全高卒者は平成22年度学校基本調査。

※「高校等」は、高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校

※「大学等」は、大学、短期大学、高等専門学校高等課程

※「専修学校等」は、学校教育法に基づく専修学校（第82条の2）及び各種学校（第83条）、並びに職業能力開発促進法第16条に基づく公共職業訓練施設

(参考1) 措置費による教育等の経費

- 平成21年度に幼稚園費、学習塾費、部活動費を新設するなど、教育費の充実に努めている。
- 平成24年度には、資格取得等のための高校生の特別育成費の加算(55,000円)を新設するとともに、就職・大学進学等支度費の増額(特別基準を含めた場合216,510円→268,510円)を行う。

		支弁される額 (H24年度案)
幼稚園費	実費	※平成21年度～
入進学支度費		小学校1年生: 39,500円(年額/1人) 中学校1年生: 46,100円(年額/1人)
教育費	学用品費等	小学校: 2,110円(月額/1人) 中学校: 4,180円(月額/1人)
	教材代	実費
	通学費	実費
	学習塾費	実費(中学生を対象) ※平成21年度～
	部活動費	実費(中学生を対象) ※平成21年度～
特別育成費		公立高校: 22,270円(月額/1人) 私立高校: 32,970円(月額/1人) 高等学校第1学年入学時(加算): 58,960円(年額/1人) 資格取得等のための特別加算(高校3年生): 55,000円(年額/1人) ※平成24年度～
学校給食費		実費(小学生及び中学生を対象)
見学旅行費		小学校6年生: 20,600円(年額/1人) 中学校3年生: 55,900円(年額/1人) 高等学校3年生: 108,200円(年額/1人)
就職、大学進学等支度費		就職支度費・大学進学等自立生活支度費: 79,000円(1人1回) 特別基準(親の経済的援助が見込めない場合の加算): 189,510円 } 合計268,510円 ※平成24年度から特別基準の加算を52,000円増額

(参考2) 18歳の措置延長制度について

- 児童福祉法において、児童は18歳未満と定義されているが、児童養護施設や里親については、必要な場合には、20歳未満まで措置延長できるとされている。
- 実際の運用は、18歳の年度末（高校卒業時点）で、就職又は進学等により児童養護施設を退所するケースが多く、19歳で退所する児童は、1割以下となっていることから、平成23年12月に積極的活用を図るよう通知した。

児童福祉法 第31条(保護期間の延長等)

2 都道府県は、第27条第1項第3号の規定により小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託され、又は児童養護施設、…、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設に入所した児童については満20歳に達するまで、…、引き続き同号の規定による委託を継続し、又はその者をこれらの児童福祉施設に在所させる措置を採ることができる。

(注)知的障害児施設、肢体不自由児施設等については、障害の程度が重度である等の場合については20歳に達した後においても引き続き在所させることができる。

児童相談所運営指針（平成2. 3. 5 児発133）

(5) 在所期間の延長

ア 児童福祉施設等に入所した子どもが、18歳に達しても施設に入所を継続する必要がある場合には、20歳に達するまで（略）更に施設入所を継続させることができる。

特に子どもの自立を図るために継続的な支援が必要とされる場合には、積極的に在所期間の延長を行う。

イ 在所期間の延長は、施設長及び関係機関の意見を聞き、あらかじめ子ども、保護者等の意向を確認するとともに、子ども等の状況を再判定した結果、延長することが適当と判断された場合に行う。この手続きは、18歳に達する日までに完了し、延長年限を付して保護者、施設長に通知する。

児童養護施設等及び里親等の措置延長等について（平成23. 12. 28 雇児発1228第2号）

1 措置延長の積極的活用について 児童養護施設等に入所した児童や里親等に委託した児童については、…、満18歳を超えて満20歳に達するまでの間、引き続き措置を行うことができることから、当該規定を積極的に活用すること。

具体的には、

① 大学等や専門学校等に進学したが生活が不安定で継続的な養育を必要とする児童等

② 就職又は福祉的就労をしたが生活が不安定で継続的な養育を必要とする児童等

③ 障害や疾病等の理由により進学や就職が決まらない児童等であって継続的な養育を必要とするもの

などの場合、児童養護施設等や里親等の意見を聴き、あらかじめ、児童等及びその保護者の意向を確認するとともに、延長することが必要と判断された場合に活用すること。

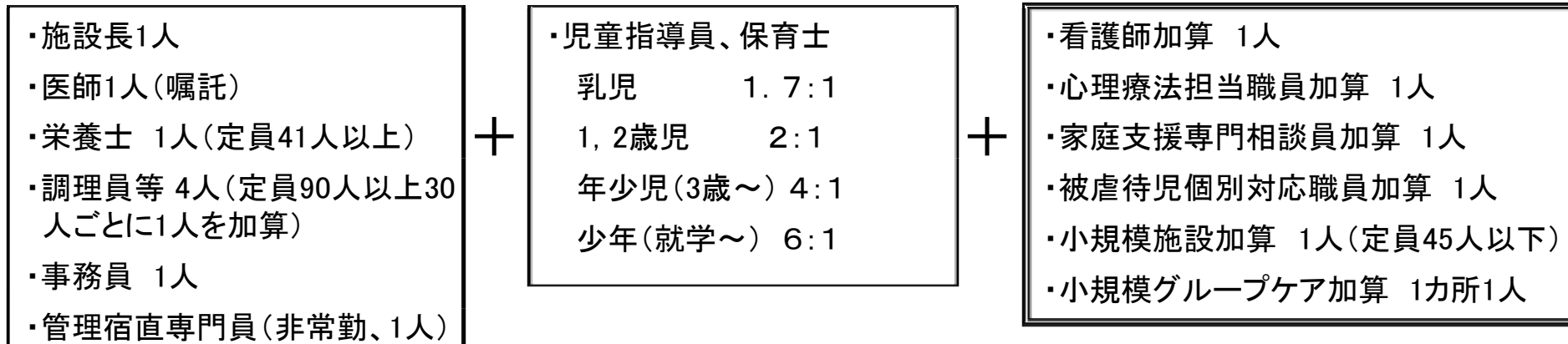
※児童養護施設の年齢別児童数で、17歳は1,581人（平成20年2月1日 児童養護施設入所児童等調査）

一方、児童養護施設を19歳以上で退所した児童数は108人（平成18年中。平成19年度社会的養護施設に関する実態調査）

7. 児童養護施設の人員配置と措置費について

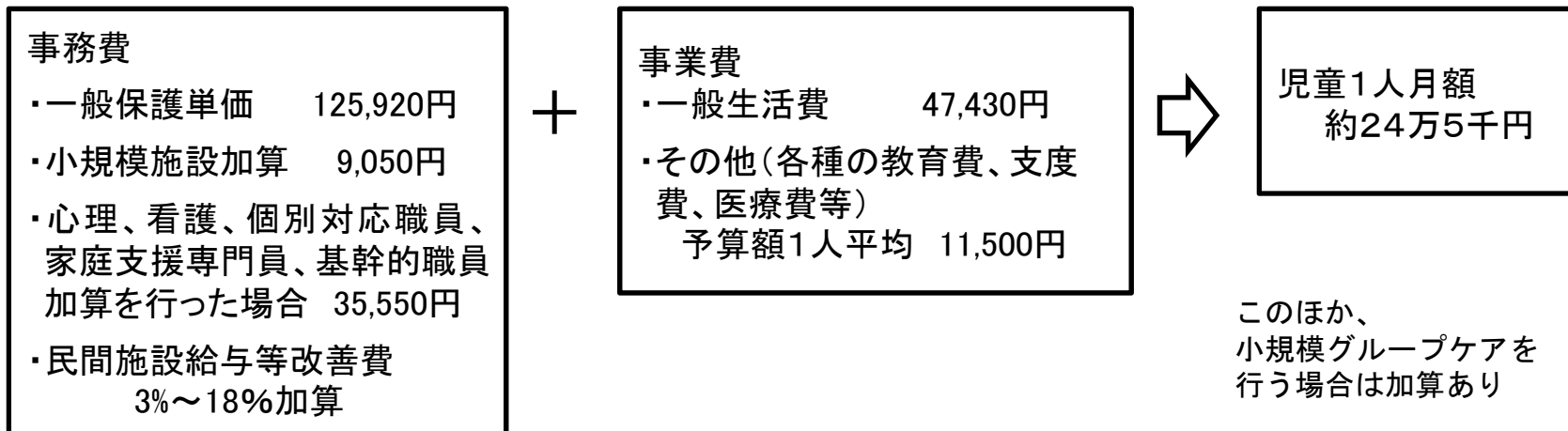
児童養護施設の措置費の人員配置については、被虐待児の増加などを踏まえ、加算職員の配置の充実に努めている

措置費の人員配置



措置費

(例)定員45人の場合



このほか、小規模グループケアを行う場合は加算あり

(参考) 児童入所施設等措置費予算の改善経緯

	予算額 (対前年度増加額)	主な改善事項
平成18年度	72,501百万円 (1,240百万円増)	<ul style="list-style-type: none"> ・児童養護施設等への心理療法担当職員の常勤配置 ・小規模グループケアの推進 (527か所→549か所) ・就職支度費等の改善 (@67,000円→69,000円) ・里親手当の改善 (@32,000円→33,000円)
平成19年度	75,255百万円 (2,754百万円増)	<ul style="list-style-type: none"> ・児童養護施設等の被虐待児個別対応職員の常勤化 ・小規模グループケアの推進 (549か所→580か所) ・地域小規模児童養護施設の拡充 (100か所→200か所) ・就職支度費等の改善 (@69,000円→71,000円) ・里親手当の改善 (@33,000円→34,000円)
平成20年度	77,538百万円 (2,283百万円増)	<ul style="list-style-type: none"> ・児童養護施設の看護師の常勤配置 (53か所) ・小規模グループケアの推進 (580か所→613か所) ・就職支度費等の改善 (@71,000円→73,000円) ・里親手当の改善 (@34,000円→72,000円 (21年1月～)) ・専門里親手当の改善 (@90,200円→123,000円 (21年1月～))
平成21年度	79,748百万円 (2,210百万円増)	<ul style="list-style-type: none"> ・乳児院の被虐待児個別対応職員の常勤配置 (53か所) ・小規模グループケアの推進 (613か所→645か所) ・就職支度費等の改善 (@73,000円→75,000円) ・ファミリーホームの創設及び自立援助ホームの拡充 ・基幹的職員の格付け ・学習塾費、部活動費及び幼稚園費の創設
平成22年度	81,272百万円 (1,524百万円増)	<ul style="list-style-type: none"> ・乳児院の家庭支援専門相談員の非常勤配置 ・児童養護施設の看護師の配置の拡充 ・小規模グループケアの推進 (645か所→703か所) ・就職支度費等の改善 (@75,000円→77,000円)
平成23年度	83,473百万円 (2,202百万円増)	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模グループケアの推進 (703か所→713か所) ・地域小規模児童養護施設の拡充 (200か所→210か所) ・就職支度費等の改善 (@77,000円→79,000円) ・児童養護施設における定員規模の見直し (62人→58人)
平成24年度	89,281百万円 (5,808百万円増)	<ul style="list-style-type: none"> ・児童養護施設等の人員配置の引上げ (児童養護施設 6:1→5.5:1等) ・児童養護施設及び乳児院の里親支援専門相談員の配置 ・小規模グループケアの管理宿直等加算を全グループに配置 ・地域小規模児童養護施設等への賃借料の算定 (月額10万円) ・就職支度費や大学進学等自立生活支度費の改善 (216,510円→268,510円) 等

8. 職員配置基準と居室面積基準等の改正経緯

(1) 職員配置基準の改正経緯

①最低基準における直接処遇職員の定数改定の経緯

	S32~37	S39	S41	S42	S43	S44	S45	S46	S47	S48	S49	S51	S54	S55	S57	S62	H10	H16	H23	H24
乳児院 (10人以上)	(看護師) 3:1	2.5:1					2:1						1.7:1						0・1歳 同左 2歳 2:1 3歳以上4:1	
児童 養護 施設	3歳未満	10:1	9:1	8:1			3:1			3:1			2:1						0歳 1.7:1 1歳以上同左	
	3歳以上						6:1			5:1			4:1							
	少年						8:1			7:1			6:1							
情緒障害児 短期治療施設	10:1	9:1											5:1							
児童自立支援 施設	8:1	7:1		6:1												5:1				
母子生活支援 施設	寮母:1名 少年指導員:少年20人以上で1名									寮母:1名 少年指導員:1名									母子支援員・少年指導員 各 20世帯未満:1名 20世帯以上:2名	

※ H23年6月の改正は、現行の措置費の内容の最低基準への反映

②予算上の措置における直接処遇職員の定数改定の経緯

	S37	S39	S41	S42	S43	S44	S45	S46	S47	S48	S49	S51	S54	S55	S57	S62	H10	H16	H24			
乳児院 (10人以上)	(看護師) 2.5:1						2:1					1.7:1					0・1歳 同左 2歳 2:1	同左 同左 3歳以上4:1	0・1歳 1.6:1 2歳 同左 3歳以上同左			
児童 養護 施設	3歳未満	5:1					3:1					2:1						0歳 1.7:1 1・2歳 同左	0・1歳 1.6:1 2歳 同左			
	3歳以上						7:1					6:1							5.5:1	5:1	4:1	同左
	少年						8:1												7.5:1	7:1	6:1	5.5:1
情緒障害児 短期治療施設	10:1	9:1						8:1	7:1	6:1		5:1							4.5:1			
児童自立支援 施設	8:1	7:1		6:1										5:1					4.5:1			
母子 生活 支援 施設	母子 指導員	1名									20世帯未満:1名 20世帯以上:2名								10世帯未満:1名 10世帯以上:2名 20世帯以上:3名			
	少年 指導員	50世帯未満:1名 50世帯以上:2名								40世帯未満:1名 40世帯以上:2名				20世帯未満:1名 20世帯以上:2名				同左				

※ H10 及び H16 の改正は、法律改正により乳児院への1歳以上児入所、児童養護施設への0歳児の入所が可能になったことに伴う形式的な改正

(2) 人員配置の引上げについて

児童の抱える問題の複雑・多様化を踏まえて、ケアの質を高めるため、平成24年4月から、直接養育・支援にあたる職員の配置基準の引上げを約30数年ぶりに実施（標準的な定員の施設で1名程度の増）

※24年4月は措置費の配置基準を引上げ、最低基準（条例の基準）の改正については、適切な時期に実施予定

施設種別	現 行	平成24年度予算案	「社会的養護の課題と将来像」の目標水準	直近の改正時期 (措置費)
児童養護施設	児童指導員・保育士 0歳児: <u>1.7:1</u> 1・2歳児: 2:1 3歳以上幼児: 4:1 小学校以上: <u>6:1</u>	児童指導員・保育士 0・1歳児: <u>1.6:1</u> 2歳児: 2:1 3歳以上幼児: 4:1 小学生以上: <u>5.5:1</u>	児童指導員・保育士 0・1歳児: 1.3:1 2歳児: 2:1 3歳以上幼児: 3:1 小学生以上: 4:1 ※小規模ケア加算等とあわせて概ね3:1ないし2:1相当	昭和51年
乳児院	看護師・保育士・児童指導員 0・1歳児: <u>1.7:1</u> 2歳児: 2:1 3歳以上幼児: 4:1	看護師・保育士・児童指導員 0・1歳児: <u>1.6:1</u> 2歳児: 2:1 3歳以上幼児: 4:1	児童指導員・保育士 0・1歳児: 1.3:1 2歳児: 2:1 3歳以上幼児: 3:1 ※小規模ケア加算等とあわせて概ね1:1相当	昭和51年
情緒障害児短期治療施設	児童指導員・保育士 <u>5:1</u> 心理療法担当職員 10:1	児童指導員・保育士 <u>4.5:1</u> 心理療法担当職員 10:1	児童指導員・保育士 3:1 心理療法担当職員 7:1	昭和51年
児童自立支援施設	児童自立支援専門員・児童生活支援員 <u>5:1</u>	児童自立支援専門員・児童生活支援員 <u>4.5:1</u>	児童自立支援専門員・児童生活支援員 3:1 心理療法担当職員 10:1	昭和55年
母子生活支援施設	母子支援員 <u>20世帯未満 1人</u> <u>20世帯以上 2人</u> 少年指導員 20世帯未満 1人 20世帯以上 2人	母子支援員 10世帯未満 1人 <u>10世帯以上 2人</u> <u>20世帯以上 3人</u> 少年指導員 20世帯未満 1人 20世帯以上 2人	母子支援員、少年指導員: それぞれにつき 10世帯未満 1人 10世帯以上 2人 20世帯以上 3人 30世帯以上 4人	昭和57年

(3) 最低基準における居室面積（1人当たり）の改正経緯

	昭和23年	昭和36年	平成10年	平成23年6月～
乳児院	1. 65㎡以上			2. 47㎡以上
児童養護施設	2. 47㎡以上		3. 3㎡以上	4. 95㎡以上 (乳幼児のみの居室は3. 3㎡以上)
情緒障害児短期治療施設		2. 47㎡以上	3. 3㎡以上	4. 95㎡以上
児童自立支援施設	2. 47㎡以上		3. 3㎡以上	4. 95㎡以上
母子生活支援施設	1人あたり 2. 47㎡以上		1人あたり 3. 3㎡以上	1室あたり 30㎡以上

(参考)

・平成10年度における居室面積の引上げは、大人の入所施設である養護老人ホーム、身体障害者更生施設の最低基準において、3. 3㎡/人以上とされていたこととの並びをとって行ったもの。(その後、養護老人ホームは10. 65㎡/人以上、障害者支援施設は9. 9㎡/人以上に引き上げられている)

(4) 最低基準における居室定員の上限の改正経緯

	昭和23年	昭和36年	平成23年6月～
児童養護施設	15人以下		4人以下 (乳幼児のみの居室は6人以下)
情緒障害児短期治療施設		5人以下	4人以下
児童自立支援施設	15人以下		4人以下

(5) 居室面積（1人当たり）の分布

	今回改正前基準	今回改正後基準	1人当たりの寝室・居室面積の分布 ※()内は建築年度が平成16年度以降の室についての分布						
			～2.5㎡	2.5～3.3㎡	3.3～4.95㎡	4.95～6.6㎡	6.6～8.25㎡	8.25～9.9㎡	9.9㎡～
乳児院	1.65㎡	2.47㎡	26% (14%)	14% (10%)	31% (43%)	19% (24%)	6% (5%)	2% (0%)	2% (5%)
児童養護施設	3.3㎡	4.95㎡	29% (13%)			31% (26%)	19% (36%)	11% (12%)	11% (14%)
0～6歳の居室	3.3㎡	3.3㎡	(47%)			(38%)	(10%)	(3%)	(2%)
0～6歳と7歳以上混合	3.3㎡	4.95㎡	(47%)			(37%)	(11%)	(3%)	(3%)
7歳以上の居室	3.3㎡	4.95㎡	(10%)			(25%)	(37%)	(13%)	(15%)
情緒障害児短期治療施設	3.3㎡	4.95㎡	8% (0%)			36% (45%)	26% (13%)	7% (1%)	24% (41%)
児童自立支援施設	3.3㎡	4.95㎡	28% (5%)			47% (74%)	16% (9%)	5% (7%)	4% (6%)
母子生活支援施設	3.3㎡/1人当たり	30㎡/1室当たり	母子生活支援施設は1室当たりの面積の分布						
			～30㎡	30～35㎡	35～40㎡		40㎡～		
			58% (11%)	20% (30%)	11% (26%)		10% (34%)		

(資料)平成20年度施設設備実態調査

(6) 居室定員の分布

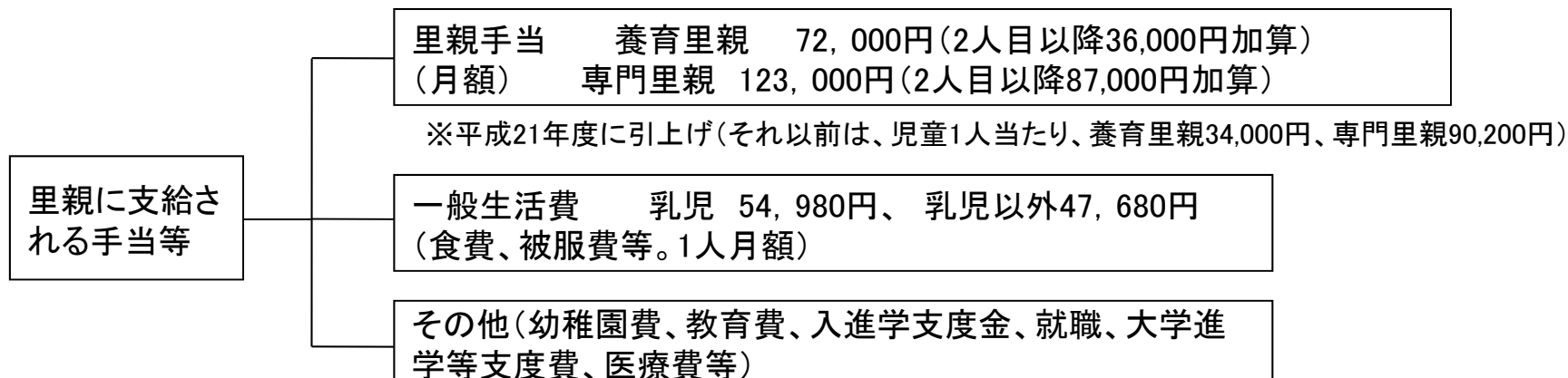
	今回 改正 前基 準	今回 改正 後基 準	寝室・居室定員の分布 ※()内は建築年度が平成16年度以降の室についての分布										
			～2人	3～ 4人	5～ 6人	7～ 8人	9～10 人	11～ 12人	13～ 14人	15～ 16人	17～18 人	19～ 20人	21人 ～
乳児院	—	—	4% (5%)	7% (14%)	17% (10%)	13% (0%)	21% (33%)	9% (14%)	4% (5%)	10% (5%)	3% (5%)	6% (0%)	6% (10%)
			1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人以上		
児童養護施設	15人 以下	4人 以下	23% (39%)	32% (39%)	13% (6%)	18% (12%)	5% (1%)	5% (2%)	1% (0%)	2% (0%)	2% (1%)		
0～6歳の 居室	15人 以下	6人 以下	(2%)	(18%)	(10%)	(23%)	(13%)	(15%)	(2%)	(5%)	(12%)		
0～6歳と7歳 以上混合	15人 以下	4人 以下	(0%)	(24%)	(8%)	(61%)	(0%)	(5%)	(0%)	(0%)	(3%)		
7歳以上の 居室	15人 以下	4人 以下	(41%)	(40%)	(6%)	(10%)	(0%)	(1%)	(0%)	(0%)	(0%)		
情緒障害児 短期治療施設	5人 以下	4人 以下	29% (41%)	31% (31%)	13% (13%)	26% (15%)	1% (0%)						
児童自立支援 施設	15人 以下	4人 以下	3% (13%)	31% (54%)	18% (6%)	30% (25%)	3% (0%)	0% (0%)	0% (0%)	1% (2%)	14% (0%)		
母子生活支援 施設	—	—	—	9% (19%)	31% (38%)	29% (21%)	22% (20%)	5% (3%)	4% (0%)	0% (0%)	0% (0%)		

(資料)平成20年度施設設備実態調査

9. 里親制度の概要

- 里親は、要保護児童（保護者の無い児童又は保護者に監護させることが不適當であると認められる児童）の養育を委託する制度であり、その推進を図るため、
- ・平成20年の児童福祉法改正で、「養育里親」を「養子縁組を希望する里親」等と法律上区分するとともに、
 - ・平成21年度から、養育里親・専門里親の里親手当を倍額に引き上げ
 - ・養育里親と専門里親について、里親研修を充実

種類	養育里親		養子縁組を希望する里親	親族里親
		専門里親		
対象児童	要保護児童 （保護者のいない児童又は保護者に監護させることが不適切であると認められる児童）	次に掲げる要保護児童のうち、都道府県知事はその養育に関し特に支援が必要と認めたもの ①児童虐待等の行為により心身に有害な影響を受けた児童 ②非行等の問題を有する児童 ③身体障害、知的障害又は精神障害がある児童	要保護児童 （保護者のいない児童又は保護者に監護させることが不適切であると認められる児童）	次の要件に該当する要保護児童 ①当該親族里親に扶養義務のある児童 ②児童の両親その他当該児童を現に監護する者が死亡、行方不明、拘禁、入院等の状態となったことにより、これらの者により、養育が期待できないこと



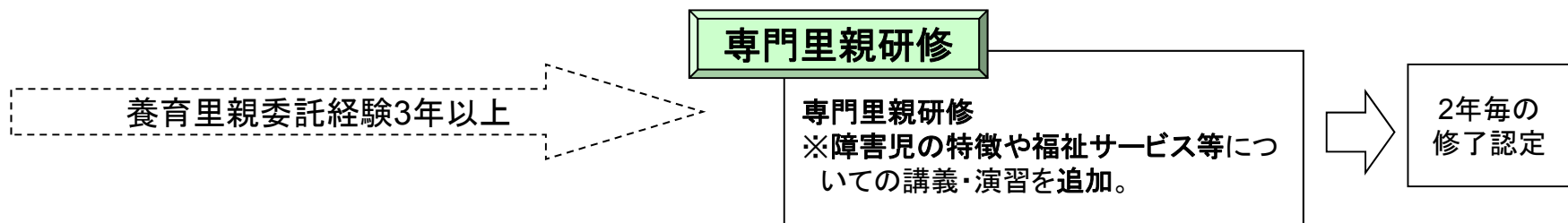
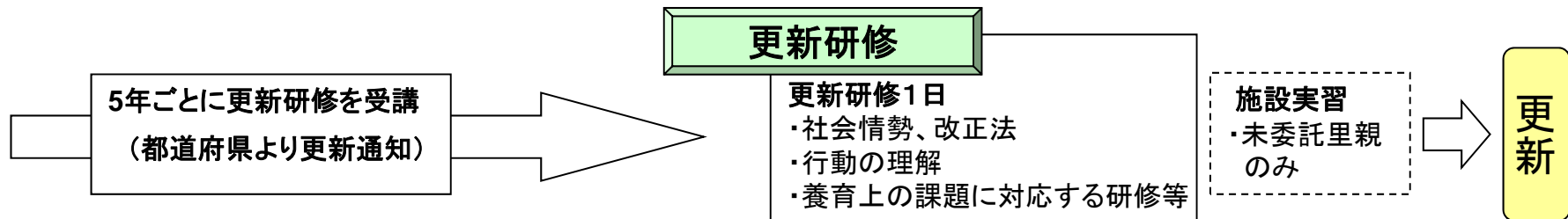
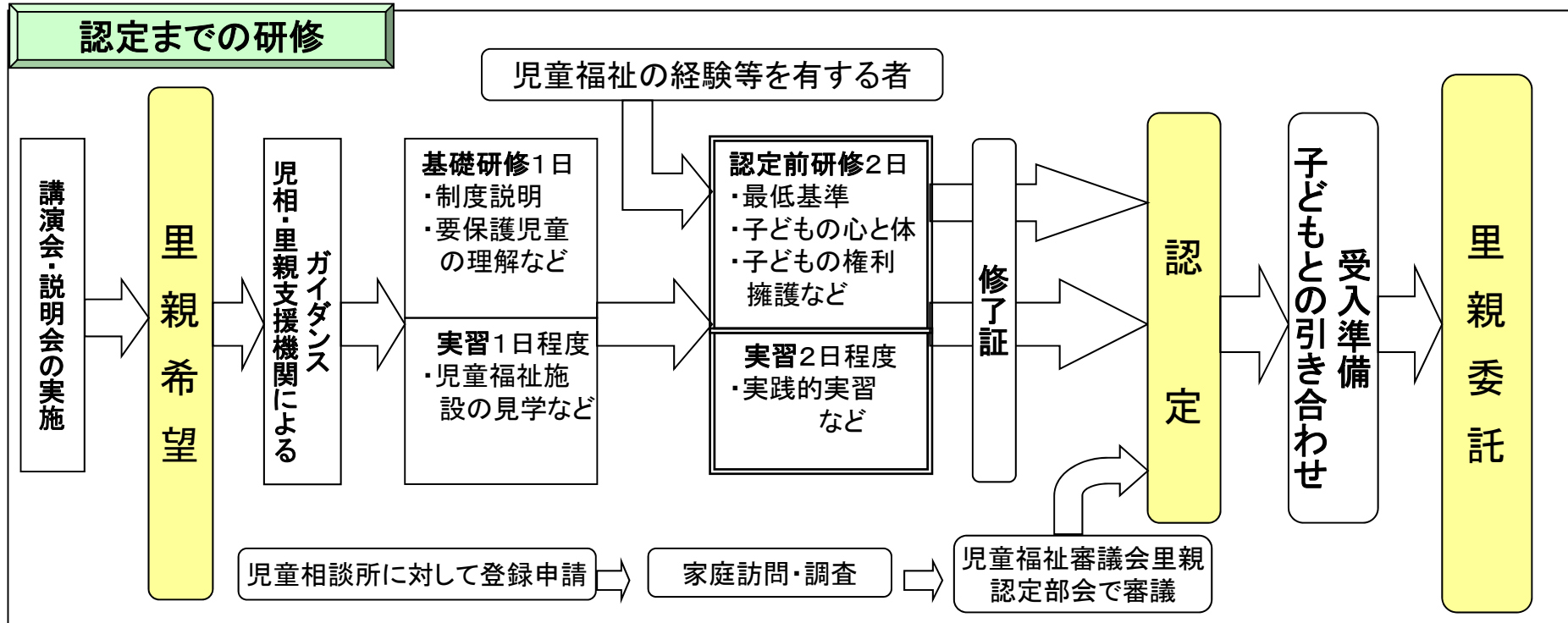
(参考1)里親委託の状況

		登録里親数	委託里親数	委託児童数
		7,669世帯	2,971世帯	3,876人
区分 (里親は 重複登録有り)	養育里親	6,121世帯	2,368世帯	2,993人
	専門里親	572世帯	155世帯	172人
	養子縁組里親	1,840世帯	201世帯	179人
	親族里親	367世帯	359世帯	532人

資料:福祉行政報告例(平成22年度末現在)

※ 福島県分の速報値を加えた数値

(参考2) 養育里親の研修と認定の流れ



(参考3) 里親研修カリキュラム(例)

・・・実施機関は、都道府県（法人、NPO等に委託可）

	目 的	期 間	内 容
(1) 基礎研修 ・ 養育里親を希望する者を対象とした基礎研修	①社会的養護における里親制度の意義と役割を理解する ②今日の要保護児童とその状況を理解する（虐待、障害、実親がいる等） ③里親にもとめられるものを共有する（グループ討議）	1日 + 実習1日程度	①里親制度の基礎Ⅰ ②保護を要する子どもの理解について（ex保護を要する子どもの現状、児童虐待問題） ③地域における子育て支援サービス（ex地域における子育て相談・各種支援サービス等） ④先輩里親の体験談・グループ討議（ex里親希望の動機、里親にもとめられるもの） ⑤実習（児童福祉施設の見学を主体にしたもの）
(2) 認定前研修 ・ 基礎研修を受講し、里親について概要を理解した上で、本研修を受講する ・ 本研修を修了、養育里親として認定される	社会的養護の担い手である里親として、子どもの養育を行うために必要な知識と子どもの状況に応じた養育技術を身につける	2日 + 実習2日程度	①里親制度の基礎Ⅱ（里親が行う養育に関する最低基準） ②里親養育の基本（マッチング、交流、受託、解除までの流れ、諸手続等） ③子どもの心（子どもの発達と委託後の適応） ④子どもの身体（乳幼児健診、予防接種、歯科、栄養） ⑤関係機関との連携（児童相談所、学校、医療機関） ⑥里親養育上の様々な課題 ⑦児童の権利擁護と事故防止 ⑧里親会活動 ⑨先輩里親の体験談・グループ討議 ⑩実習（児童福祉施設、里親）
(3) 更新研修 ・ 登録または更新後5年目の養育里親 ・ 登録有効期間内に受講し登録更新する	養育里親として児童の養育を継続するために必要となる知識、新しい情報等を得る。	1日程度 ※未委託の里親の場合は、施設実習（1日）が必要	①社会情勢、改正法など（ex子どもをとりまく最新情勢、児童福祉法・児童虐待防止法改正等の制度改正） ②児童の発達と心理・行動上の理解など（ex子どもの心理や行動についての理解） ③養育上の課題に対応する研修（ex受講者のニーズに考慮した養育上の課題や対応上の留意点） ④意見交換（ex受講者が共通に抱えている悩みや課題についての意見交換）

(参考4)里親制度等の改正の経緯

昭和23年1月 児童福祉法施行

- ・「里親家庭養育運営要綱」制定（昭和23年10月4日事務次官通知）

昭和63年1月 特別養子縁組制度施行

- ・民法等一部改正により特別養子縁組制度実施（昭和62年9月26日公布、昭和63年1月1日施行）
- ・「里親等家庭養育運営要綱」制定（昭和62年10月31日事務次官通知）
- ・養子縁組あっせん事業届出制度実施

平成14年10月 里親制度改正

- ・「里親の認定等に関する省令」及び「里親が行う養育に関する最低基準」を制定
- ・専門里親、親族里親の創設（養育里親、親族里親、短期里親、専門里親の4類型）
- ・「里親支援事業」実施（里親研修事業、里親養育相談事業）、「一時的休息のための援助（レスパイトケア）」実施

- ・平成16年児童福祉法改正で、里親による監護、教育、懲戒について児童福祉施設と同様の規定を追加
- ・子ども子育て応援プラン(平成16年12月)で、里親委託率を平成21年度に15%とする目標
- ・里親支援事業に、里親養育援助事業、里親養育相互援助事業を追加(平成16年4月～)
- ・里親委託推進事業実施(平成18年4月～)(児童相談所に「里親委託推進員」、「里親委託推進委員会」を設置)

平成20年児童福祉法改正と里親制度の充実

- ・里親制度の改正（養育里親と養子縁組希望里親を制度上区分。養育里親の研修の義務化。里親支援の法定化。養育里親、専門里親、養子縁組里親、親族里親の4類型。里親認定省令に代わり、児童福祉法・施行令・施行規則に規定。）
- ・ファミリーホーム制度創設（平成21年4月～）
- ・里親支援機関事業実施（平成20年4月～）（「里親支援事業」及び「里親委託推進事業」を統合）
- ・里親手当の倍額への引上げ（平成21年4月～）

- ・子ども子育てビジョン(平成22年1月)で、ファミリーホームを含めた里親等委託率を平成26年度に16%の目標

平成23年度の取組み

- ・「里親委託ガイドライン」の策定（里親委託優先の原則など）（4月）
- ・ファミリーホームの措置費を新規開設半年間は、定員払いに（4月～）
- ・「社会的養護の課題と将来像」（7月）で、ファミリーホームを含めた里親等委託率を今後10数年で3割以上を目標に
- ・養育里親の欠格条項の改正（5月～、同居人が成年被後見人等となったときを欠格条項から外す改正）
- ・親族里親の定義変更（9月～、おじ・おばには、里親手当が支給される養育里親を適用）
- ・里親及びファミリーホーム指針等ワーキング（9月～）

10. 里親等委託率について

(1) 里親等委託率の状況

- 里親制度は、家庭的な環境の下で子どもの愛着関係を形成し、養護を行うことができる制度
- 里親等委託率は、平成14年の7.4%から、平成23年3月末には12.0%に上昇
- 子ども・子育てビジョン（平成22年1月閣議決定）において、家庭的養護の推進を図るため、ファミリーホームを含めた里親等委託率を、平成26年度までに16%に引き上げる目標

(資料)福祉行政報告例及び家庭福祉課調べ(各年度末現在数)

年度	児童養護施設		乳児院		里親等※1		合計	
	入所児童数 (人)	割合 (%)	入所児童数 (人)	割合 (%)	委託児童数 (人)	割合 (%)	児童数 (人)	割合 (%)
平成14年度末	28,903	84.7	2,689	7.9	2,517	7.4	34,109	100
平成15年度末	29,214	84.0	2,746	7.9	2,811	8.1	34,771	100
平成16年度末	29,750	83.3	2,942	8.2	3,022	8.5	35,714	100
平成17年度末	29,765	82.5	3,008	8.4	3,293	9.1	36,066	100
平成18年度末	29,808	82.2	3,013	8.3	3,424	9.5	36,245	100
平成19年度末	29,823	81.8	2,996	8.2	3,633	10.0	36,452	100
平成20年度末	29,818	81.3	2,995	8.2	3,870	10.5	36,683	100
平成21年度末	29,548	80.8	2,968	8.1	4,055	11.1	36,571	100
平成22年度末	29,114	79.8	2,963	8.1	4,373	12.0	36,450	100

※1 「里親等」は、平成21年度から制度化されたファミリーホーム(養育者の家庭で5~6人の児童を養育)を含む。
ファミリーホームは、平成22年度末で113か所、委託児童497人。多くは里親、里親委託児童からの移行。

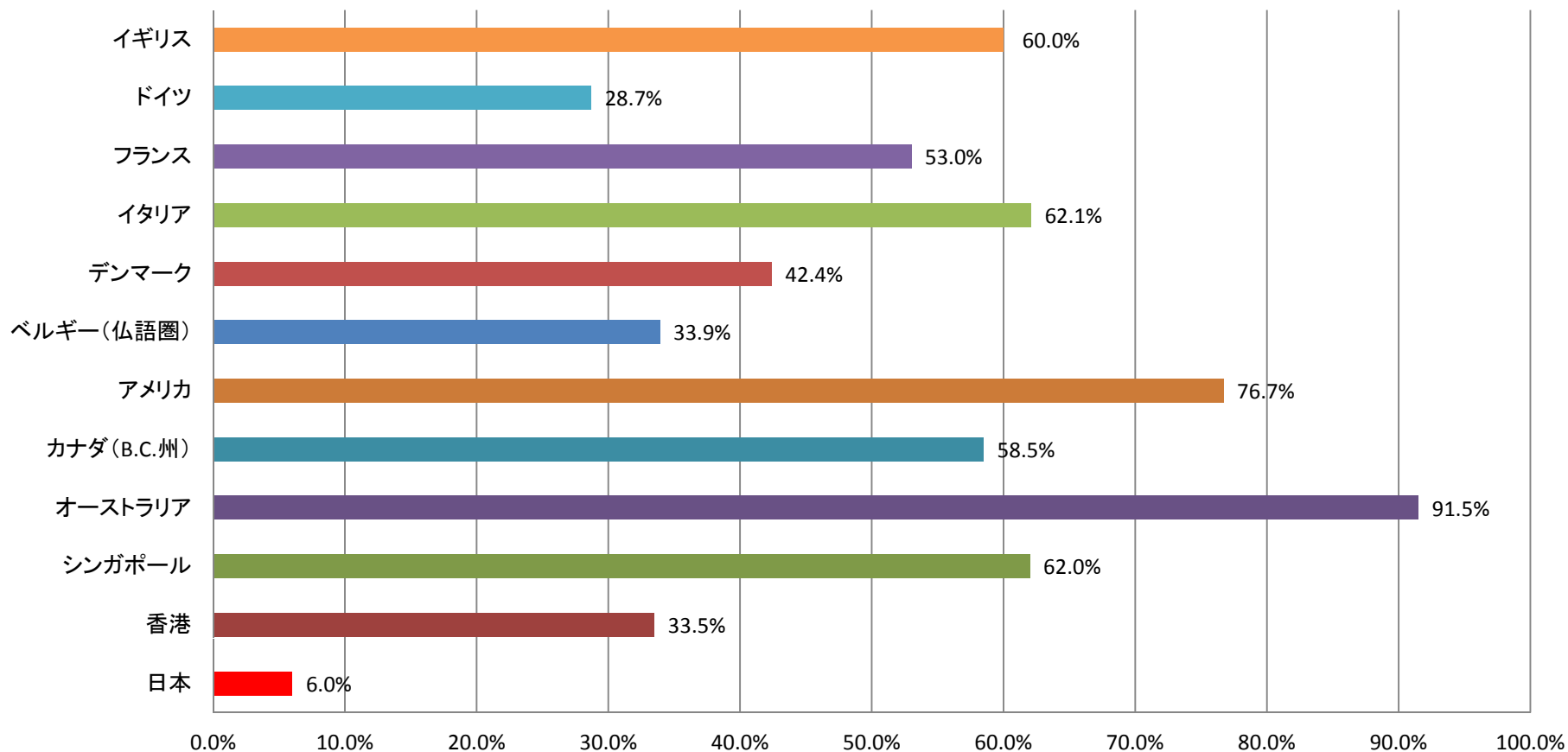
※2 平成22年度は福島県分の速報値を加えた数値。

里親等委託率

(参考) 諸外国における里親等委託率の状況

○制度が異なるため、単純な比較はできないが、欧米主要国では、概ね半数前後が里親委託であり、日本において、施設：里親の比率が9：1となっている現状は、施設養護に依存しているとの指摘がある。

各国の要保護児童に占める里親委託児童の割合(2000年前後の状況)



※「里親委託と里親支援に関する国際比較研究」主任研究者 湯沢 雅彦(平成13、14年厚生労働科学研究)

※ 日本の里親等委託率は、平成22年度末は12.0%

※ 里親の概念は諸外国によって範囲が異なる。(例えば、親族が子どもを預かる場合や短期間子どもを預かる場合、小規模なグループ形態で子どもを養育する場合を里親に含むか否かが国により異なる等)

(2) 都道府県別の里親等委託率の差

①47都道府県別里親等委託率(平成23年3月末)

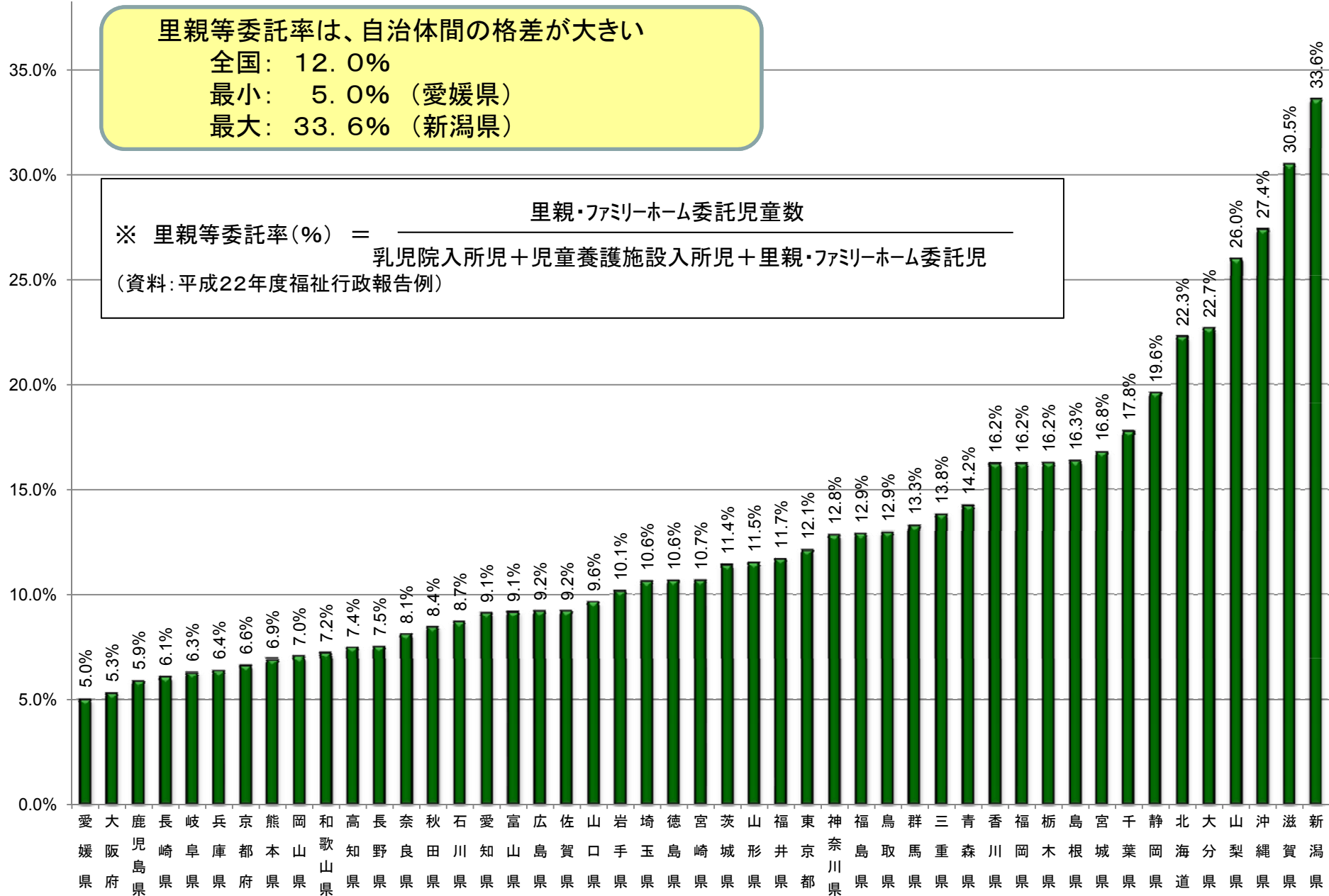
里親等委託率は、自治体間の格差が大きい

全国： 12.0%

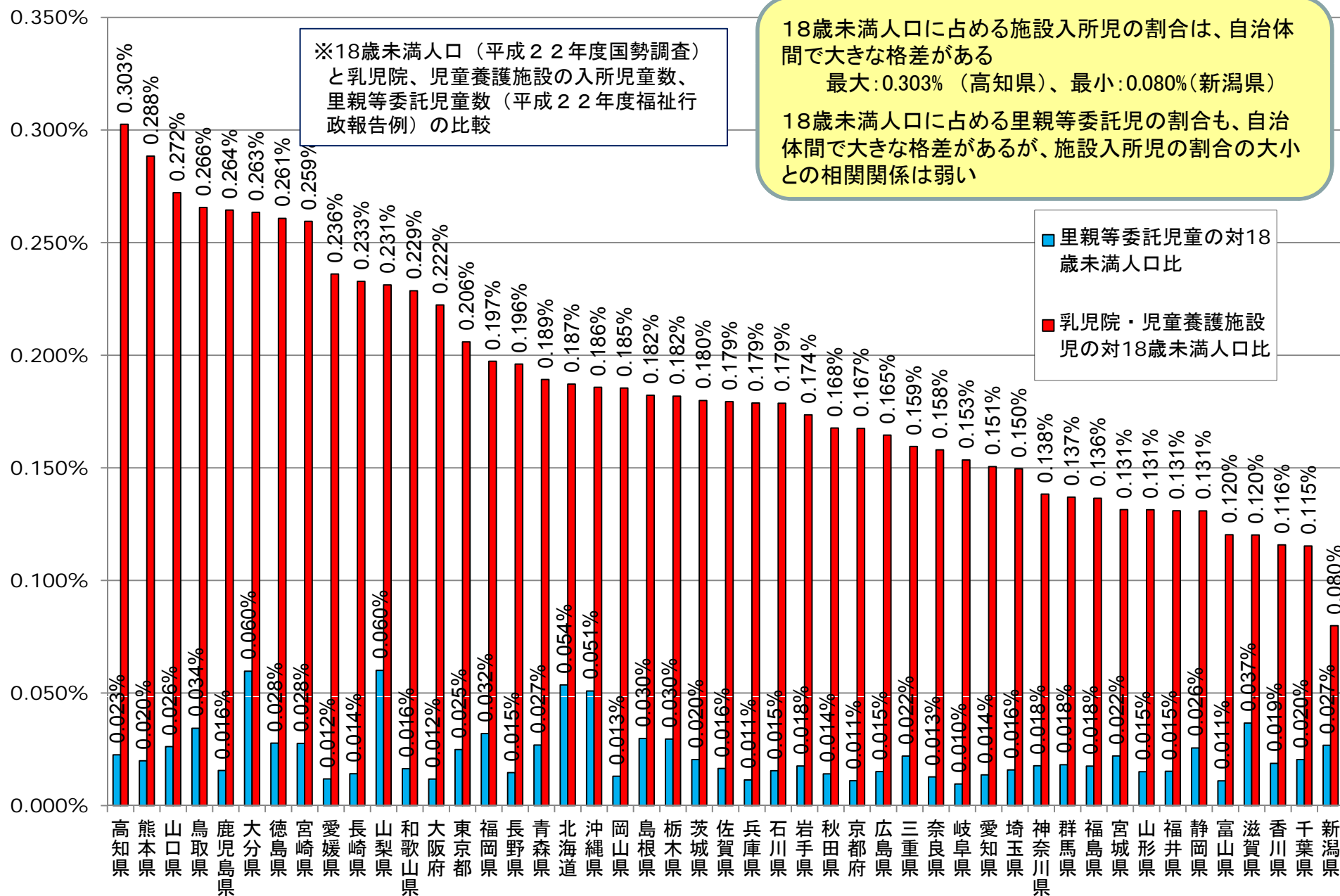
最小： 5.0% (愛媛県)

最大： 33.6% (新潟県)

※ 里親等委託率(%) = $\frac{\text{里親・ファミリーホーム委託児童数}}{\text{乳児院入所児} + \text{児童養護施設入所児} + \text{里親・ファミリーホーム委託児}}$
 (資料:平成22年度福祉行政報告例)



②各都道府県の18歳未満人口に占める里親等委託児童数及び乳児院・児童養護施設委託児童数の割合



(参考) 都道府県別の里親等委託、乳児院、児童養護施設の児童数と割合

(資料) 福祉行政報告例(平成23年3月末現在数)

		里親等		乳児院		児童養護施設		計
		数(人)	率	数(人)	率	数(人)	率	⑦ (①+③+⑤)
		①	② (①/⑦)	③	④ (③/⑦)	⑤	⑥ (⑤/⑦)	
1	北海道	435	22.3%	52	2.7%	1,467	75.1%	1,954
2	青森県	58	14.2%	27	6.6%	323	79.2%	408
3	岩手県	37	10.1%	28	7.7%	300	82.2%	365
4	宮城県	83	16.8%	68	13.7%	344	69.5%	495
5	秋田県	22	8.4%	22	8.4%	217	83.1%	261
6	山形県	28	11.5%	13	5.3%	203	83.2%	244
7	福島県	60	12.9%	20	4.3%	386	82.8%	466
8	茨城県	100	11.4%	61	6.9%	718	81.7%	879
9	栃木県	97	16.2%	74	12.4%	426	71.4%	597
10	群馬県	61	13.3%	38	8.3%	361	78.5%	460
11	埼玉県	184	10.6%	157	9.0%	1,396	80.4%	1,737
12	千葉県	198	17.8%	76	6.8%	841	75.4%	1,115
13	東京都	442	12.1%	418	11.4%	2,797	76.5%	3,657
14	神奈川県	253	12.8%	159	8.1%	1,563	79.1%	1,975
15	新潟県	100	33.6%	29	9.7%	169	56.7%	298
16	富山県	19	9.1%	21	10.1%	168	80.8%	208
17	石川県	30	8.7%	26	7.5%	290	83.8%	346
18	福井県	21	11.7%	14	7.8%	145	80.6%	180
19	山梨県	86	26.0%	22	6.6%	223	67.4%	331
20	長野県	53	7.5%	48	6.8%	607	85.7%	708
21	岐阜県	34	6.3%	33	6.1%	475	87.6%	542
22	静岡県	159	19.6%	66	8.1%	588	72.3%	813
23	愛知県	175	9.1%	195	10.1%	1,555	80.8%	1,925
24	三重県	68	13.8%	30	6.1%	395	80.1%	493

		里親等		乳児院		児童養護施設		計
		数(人)	率	数(人)	率	数(人)	率	⑦ (①+③+⑤)
		①	② (①/⑦)	③	④ (③/⑦)	⑤	⑥ (⑤/⑦)	
25	滋賀県	93	30.5%	34	11.1%	178	58.4%	305
26	京都府	45	6.6%	59	8.7%	576	84.7%	680
27	大阪府	166	5.3%	314	10.0%	2,649	84.7%	3,129
28	兵庫県	105	6.4%	145	8.8%	1,397	84.8%	1,647
29	奈良県	29	8.1%	31	8.6%	299	83.3%	359
30	和歌山県	26	7.2%	30	8.3%	306	84.5%	362
31	鳥取県	33	12.9%	32	12.5%	190	74.5%	255
32	島根県	34	16.3%	21	10.1%	153	73.6%	208
33	岡山県	42	7.0%	44	7.4%	511	85.6%	597
34	広島県	71	9.2%	43	5.6%	659	85.3%	773
35	山口県	59	9.6%	32	5.2%	522	85.2%	613
36	徳島県	33	10.6%	29	9.4%	248	80.0%	310
37	香川県	30	16.2%	16	8.6%	139	75.1%	185
38	愛媛県	27	5.0%	44	8.2%	467	86.8%	538
39	高知県	26	7.4%	25	7.2%	298	85.4%	349
40	福岡県	266	16.2%	143	8.7%	1,231	75.1%	1,640
41	佐賀県	25	9.2%	17	6.3%	230	84.6%	272
42	長崎県	34	6.1%	31	5.5%	494	88.4%	559
43	熊本県	61	6.9%	62	7.0%	761	86.1%	884
44	大分県	114	22.7%	15	3.0%	374	74.4%	503
45	宮崎県	54	10.7%	32	6.3%	421	83.0%	507
46	鹿児島県	45	5.9%	46	6.0%	672	88.1%	763
47	沖縄県	152	27.4%	21	3.8%	382	68.8%	555
	全国	4,373	12.0%	2,963	8.1%	29,114	79.9%	36,450

(注1) 「里親等」にはファミリーホームへの委託児童数を含む。

(注2) 各道府県の児童数と割合には、その区域内に所在する指定都市及び児童相談所設置市を含む。

(3) 里親等委託率の最近6年間の増加幅の大きい自治体

- 最近6年間で、福岡市が6.9%から24.8%へ増加するなど、里親等委託率を大幅に伸ばした県・市も多い。
- これらの自治体では、児童相談所への専任の里親担当職員の設置や、里親支援機関の充実、体験発表会や、市町村と連携した広報、NPOや市民活動を通じた口コミなど、様々な努力が行われている。

		増加幅 (16→22比較)	里親等委託率	
			平成16年度末	平成22年度末
1	福岡市	17.9%増加	6.9%	24.8%
2	大分県	15.3%増加	7.4%	22.7%
3	宮城県	10.5%増加	8.0%	18.5%
4	福岡県	10.3%増加	4.0%	14.3%
5	滋賀県	10.2%増加	20.3%	30.5%
6	香川県	9.7%増加	6.5%	16.2%
7	静岡県	9.0%増加	10.6%	19.6% (静岡市・浜松市分を含む)
8	栃木県	8.3%増加	7.9%	16.2%
9	山梨県	8.2%増加	17.8%	26.0%
10	佐賀県	8.0%増加	1.2%	9.2%

(4) 里親委託を推進する上での課題と取り組み

里親委託を進める上での課題

- 登録里親確保の問題
 - ・里親制度の社会的認知度が低く、新規委託可能な登録里親が少ない。
 - ・里親の希望する条件(性別、年齢、養子縁組可能性等)と合わない。
 - ・信頼関係の構築が難しく、児童相談所として信頼できる里親に限られる。里親の養育技術向上。
 - ・里子が万一のトラブルや事故に遭遇した時の里親としての責任が心配で、登録申請に至らない。 等
- 実親の同意の問題
 - ・里親委託に対する実親の同意を得ることが難しい。(施設なら同意するが、里親の場合に同意しない) 等
- 児童の問題の複雑化
 - ・発達障害等児童の抱える問題等が複雑化しており、里親への委託が困難なケースが増えている 等
- 実施体制、実施方針の問題
 - ・児童福祉司が虐待対応業務に追われていることから、里親委託への業務に十分に関わっていない。
 - ・里親専任担当職員が配置されていないなど、里親を支援するための体制の整備が十分でない。
 - ・未委託里親の状況や里親委託を検討できる児童の情報など、県内全児相での情報共有が必要
 - ・職員の意識の問題として、失敗を恐れると委託に消極的になり、無難な施設を選択する等の問題 等

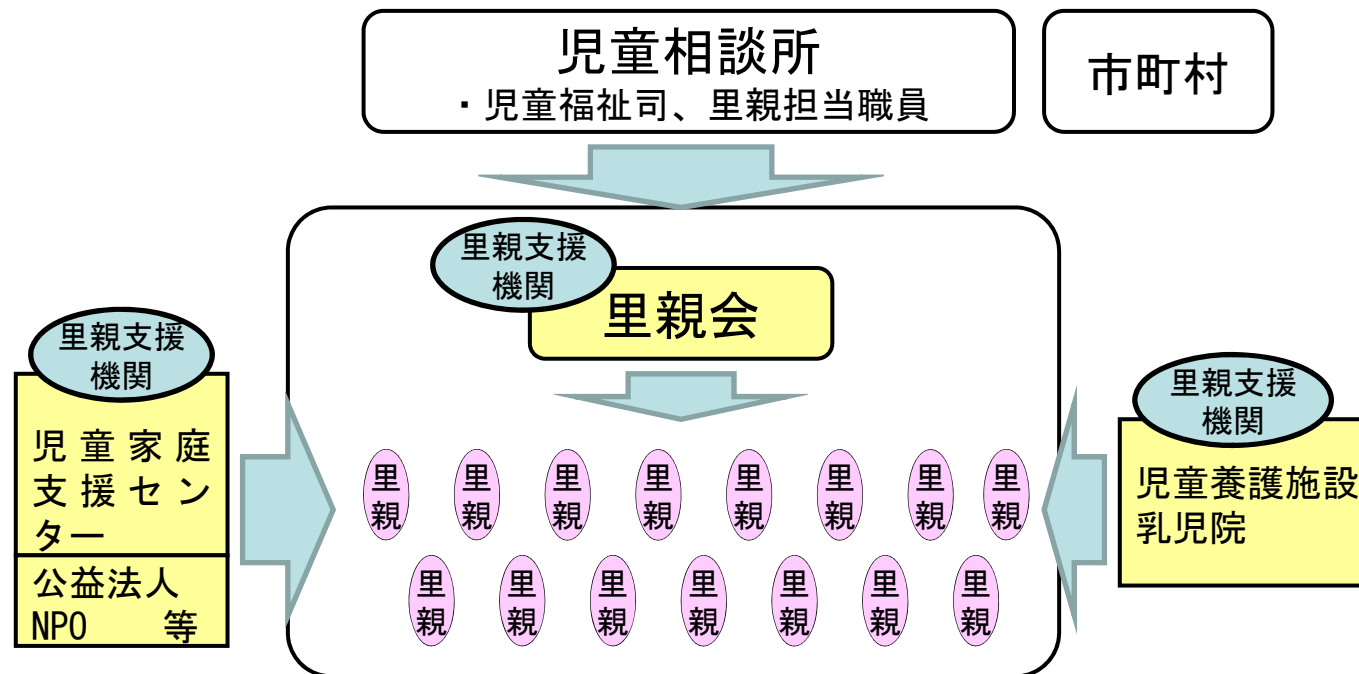
里親委託を推進する取り組み例

- 広報・啓発
 - ・区町村や里親会等との連携・協力
 - ・里親子による体験発表会(里親の実情を知ってもらう)
 - ・一日里親体験、里親希望者と施設児童との交流事業 等
- 実親の理解
 - ・養子縁組を希望する里親のイメージが強い中で、養育里親の普及を進める
 - ・養育里親についての里親の意識
 - ・実親の理解が得やすいファミリーホームへの委託 等
- 里親の支援
 - ・里親交流会で体験談を語り、コミュニケーションを深める
 - ・里親の孤立化を防止、訪問支援
 - ・里親研修、養育技術の向上
 - ・地域との連携をつくり、里親により養育環境をつくる 等
- 実施体制、実施方針
 - ・里親支援機関事業を外部に委託し、里親支援体制を充実
 - ・里親会の強化
 - ・里親担当職員の増員等
 - ・里親委託のガイドラインの策定
 - ・里親委託等推進委員会を設置し、関係機関・団体の中で里親委託に対する共通認識を持ち、委託推進の機運を高める
 - ・相談ケースごとに里親委託の検討。施設入所児童の中から、委託可能な児童を掘り起こし 等

(各都道府縣市へのアンケート結果より)

1 1. 里親委託の推進と里親支援機関

- 里親委託の促進のため、平成21年度から、里親手当の引き上げを行ったほか、新規里親の掘り起こしや里親支援等の業務を行う「里親支援機関」事業を実施しているが、その効果的な実施が必要。
- 里親委託の推進のためには、里親会の活動や、地域の拠点である児童家庭支援センター、児童養護施設、乳児院の支援が重要。



里親支援機関事業 実施主体 ・都道府県・指定都市・児相設置市 ・里親会、児童家庭支援センター、乳児院、児童養護施設、NPO等に委託可能	里親制度 普及促進 事業	普及啓発
		養育里親研修
		専門里親研修
	里親委託 推進・支 援等事業	里親委託支援等
		里親家庭への訪問支援
		里親による相互交流

(参考1) 里親支援機関事業の概要

里親支援機関事業

里親制度普及促進事業（都道府県・指定都市・児相設置市単位）

補助基準額：1都道府県市当たり 4,043千円（平成24年度）

- ①普及促進
 - ・里親制度の広報活動を行い、新たな養育里親等を開拓する
- ②養育里親研修
 - ・養育里親として必要な基礎的知識や技術を習得する
（養子縁組里親、親族里親にも必要に応じた研修を実施）
- ③専門里親研修
 - ・被虐待児等を受け入れる専門里親の養成等を行う

里親委託推進・支援等事業（児童相談所単位）

補助基準額：1か所当たり 7,395千円（平成24年度）

- 「里親委託等推進員」「里親委託等推進委員会」を置き、次の事業を行う
- ①里親委託支援等
 - ・児童と養育里親との調整等を行い、委託を総合的に推進
 - ②訪問支援
 - ・里親家庭に訪問し、児童の状態把握、里親への相談、援助等を行う
 - ③相互交流
 - ・里親、里親希望者等が集い、情報交換、養育技術の向上等を図る

実施主体

- ・都道府県・指定都市・児相設置市
- ・里親会、児童家庭支援センター、乳児院、児童養護施設、NPO等に委託可能

※児童福祉法等の一部を改正する法律（平成20年法律第85号）の施行により、

- ・都道府県が行わなければならない業務として、児童福祉法第11条第1項第2号へに、「里親につき、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言、研修その他の援助を行うこと」が規定され、
- ・同条第4項及び児童福祉法施行規則第1条の38で、当該業務に係る事務の全部又は一部を、都道府県知事が当該業務を適切に行うことができる者と認めた者に委託することができることとされ、
- ・児童福祉法第11条第5項に、委託を受けた者の守秘義務が規定された。同法61条の3に違反した者への罰則も規定

(参考2) 里親支援機関事業の実施状況 (平成23年度)

事業種別			直営	委託						
					里親会	児童家庭 支援 センター	乳児院	児童養 護施設	(社福) 母子 愛育会	公益法人 NPO法人 等
里親支援 機関事業 69自治体 (全都道 府県・指 定都市・ 児童相談 所設置 市)	里親制度 普及促進 事業	普及啓発	42	27	12	5	1	2	0	7
		養育里親研修	51	29	9	4	4	6	0	6
	68自治体	専門里親研修	12	71	3	1	1	3	59	4
	里親委託 推進・支 援等事業	里親委託支援等	50	13	5	2	1	2	0	3
		訪問支援	47	15	1	5	3	2	0	4
		60自治体	相互交流	31	37	23	5	1	2	0
実施自治体・受託機関数			62	154	30	9	12	33	59	11

家庭福祉課調べ (平成23年4月)

(参考3) 里親支援機関と児童相談所の役割

里親支援機関(都道府県からの委託)

- **里親の掘り起こし事業**
 - ・里親制度の広報啓発・キャンペーン
 - ・講演会、説明会等の開催
- **里親への研修**
 - ・登録前研修の実施(更新研修等も実施)

※ 都道府県に1カ所

- **里親候補者の週末里親等の活用**
 - ・子どもと里親候補者の交流機会の設定
 - ・里親体験の実施

- **里親委託の推進**
 - ・里親の意向調査
 - ・子どもに最も適合する里親を選定するための調整

- **里親家庭への訪問指導・養育相談**
- **里親サロン(里親同士の連携)**
- **レスパイト・ケアの調整**
 - ・施設や、委託里親、未委託里親の活用

実施主体: 都道府県・指定都市(児相設置市含む)
(児童家庭支援センター、乳児院、児童養護施設、NPO等に委託可能)

都道府県・児童相談所業務

里親登録申請



里親の認定・登録



里親委託



里親の支援、指導等



委託解除

○ 認定、登録に関する事務

- ・里親認定の決定、通知
- ・里親の登録、更新、取消申請の受理等

○ 委託に関する事務

- ・里親委託の対象となる子どもの特定
- ・子どものアセスメント
- ・措置決定会議において里親委託の決定
- ・担当児童福祉司の決定
- ・自立支援計画の策定

○ 里親指導等

- ・自立支援計画の実行(指導)
- ・モニタリング

○ その他

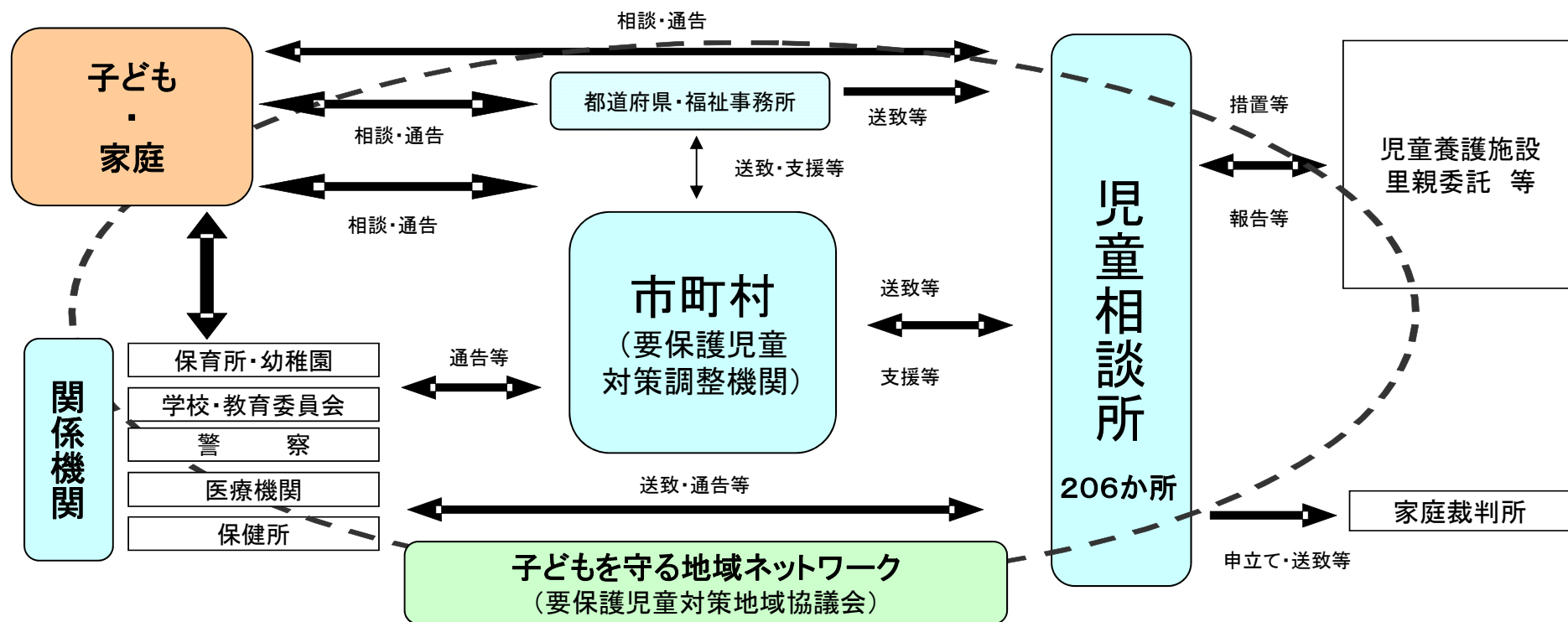
- ・都道府県間の連絡調整
- ・実親(保護者)との関係調整等

○ 里親委託の解除

- ・委託解除の決定

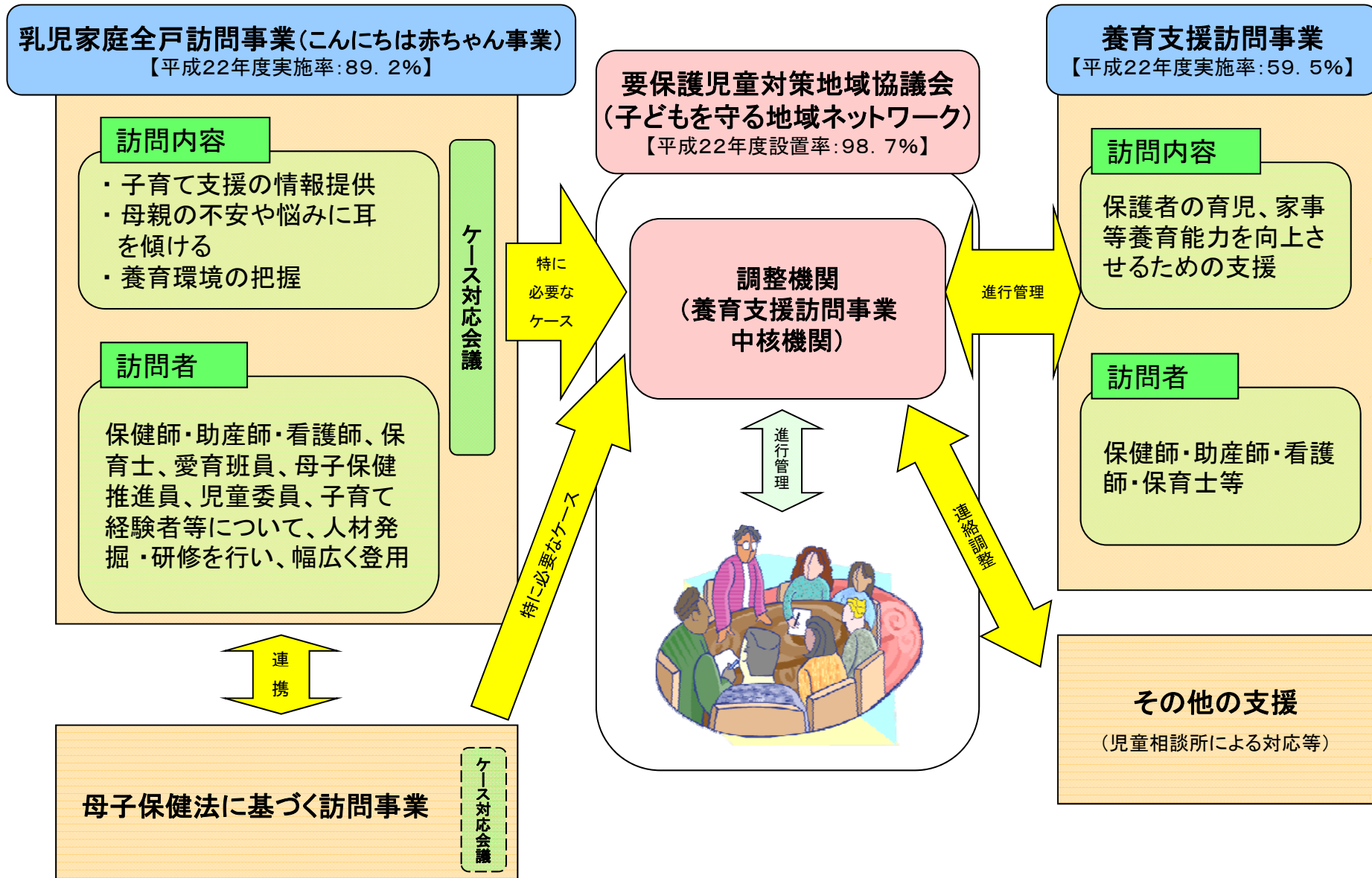
12. 市町村における要保護児童対策

- 平成16年の児童福祉法改正で、市町村による相談や、「要保護児童対策地域協議会」が法定化され、虐待を受けた児童、非行児童などの要保護児童対策について、地域の関係機関が連携する体制が設けられた。
 - ・児童福祉、保健医療、教育、警察、人権など関係機関の連携
 - ・虐待を受けた児童や非行児童などの対策
 - ・一時保護や施設入所等を要する場合は児童相談所へつなぐ
- 平成17年4月に、「市町村児童家庭相談援助指針」等の策定
- 平成20年の児童福祉法改正で、虐待予防に資する「乳児家庭全戸訪問事業」、「養育支援訪問事業」等が法定化された。



発生予防と早期発見・早期対応のための連携

※乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業は、平成21年4月より法定化・努力義務化



13. 社会的養護の充実のためのこれまでの取組

社会的養護の体制については、虐待を受けた児童や発達障害のある児童の増加などを受けて、充実のための取組が進められてきた。

平成9年児福法改正から平成16年児福法改正の頃までの主な取組

①施設類型・機能の見直し

- ・養護施設、教護院、母子寮等の名称・機能の見直し、虚弱児施設を児童養護施設に類型統合(平成9年改正)
- ・児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)の創設(平成9年改正)
- ・児童養護施設と乳児院の年齢弾力化(平成16年改正)
 - 〔・乳児院: 2歳未満の乳児院 → 必要な場合は幼児(小学校就学前)を含む
 - 〔・養護施設: 乳児を除く児童 → 必要な場合は乳児を含む
- ・地域住民に対する児童の養育に関する相談助言を規定(平成15年改正)
- ・アフターケアを位置付け(平成16年改正)

②地域化、小規模化の推進

- ・児童家庭支援センターの創設(平成9年改正)
- ・里親の最低基準制定、専門里親・親族里親創設(H14)
- ・地域小規模児童養護施設(H12)、小規模グループケア(H16)

③措置費による加算職員の配置

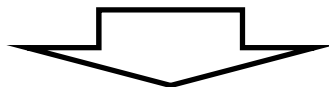
- ・心理療法担当職員(H11)→児童自立支援施設にまで拡大・常勤化(H16)
- ・家庭支援専門相談員(H11)→児童養護施設等のうち全施設に拡大・常勤化(H16)
- ・個別対応職員(H13)→児童養護施設等のうち全施設に拡大(H16)・常勤化(H20))

④施設基準の充実

- ・施設整備費の基準面積の引上げ(居室7.1㎡→9.0㎡、全体23.5㎡→25.9㎡、H12)
- ・最低基準の居室面積の引上げ(2.47㎡→3.3㎡、H10)

⑤行政体制

- ・市町村の役割の明確化(相談対応を明確化)、要保護児童対策地域協議会の法定化(平成16年改正)
- ・児相設置市の創設(平成16年改正)



平成20年児福法改正時からの主な取組

○里親制度等の推進

- ・里親制度の改正(養育里親制度、里親支援機関の創設等)
- ・里親手当の倍額への引上げ
- ・ファミリーホーム創設

○アフターケア事業の充実

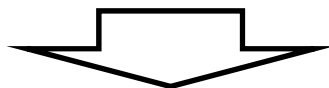
- ・児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)について20歳未満に対象拡大し、予算措置も増額
- ・地域生活・自立支援事業(モデル事業)の実施(平成20年度～)→平成22年度から、退所児童等アフターケア事業

○施設の質の向上

- ・基幹的職員(スーパーバイザー)の養成・配置
- ・被措置児童等虐待防止

○計画的整備

- ・次世代法の都道府県行動計画における社会的養護の提供体制の計画的整備 等
- ・平成22年1月に、子ども・子育てビジョンにおいて、整備目標を設定



今後の取組

- 被虐待児や障害のある子どもの増加に対応した、社会的養護の質・量の拡充
- より家庭的な養育環境を実現するための、施設の小規模化や里親委託の推進
- 社会的養護の児童の自立支援策の推進 等

14. 平成23年に実施した事項

- (1) 当面の各種実施要綱改正による運営の弾力化（3月30日）
- (2) 里親委託ガイドラインの策定、里親委託運営要綱の改正（3月30日）
- (3) 国連の児童の代替的養護に関する指針の仮約を作成して周知（3月30日）
- (4) 東日本大震災で両親を無くした児童について親族による里親制度を弾力適用（4月・5月～）
- (5) 児童虐待の防止等のための親権制度の見直し（民法及び児童福祉法の改正、6月3日公布）
- (6) 児童福祉施設最低基準の当面の見直し（6月17日公布施行）
- (7) 「社会的養護の課題と将来像」とりまとめ
 - ・児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会（6月30日）
 - ・社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会（7月11日）
- (8) 子ども・子育て新システムに関する中間とりまとめ（7月29日少子化社会対策会議決定）
 - ※都道府県は、社会的養護等の専門性が高い施策を引き続き担うこととし、市町村と都道府県の連携を確保。
 - ※社会保障・税一体改革成案（6月30日政府・与党社会保障改革検討本部決定）でも、社会保障の主な改革項目の中で、子ども子育ての分野に、社会的養護の充実が記載
- (9) 子どもシェルターに自立援助ホームを適用して補助対象とする通知改正（7月19日）
- (10) 妊娠期からの妊娠・出産・子育て等に係る相談体制等の整備について通知（7月27日）
- (11) 社会的養護の課題と将来像」に基づく当面の省令改正（9月1日公布）
 - ・施設長の資格要件の最低基準への規定及び施設長研修の義務化
 - ・社会的養護の施設の第三者評価の義務化
 - ・親族里親の要件の見直し（おじ・おばに養育里親として里親手当を支給）
 - ・自立援助ホーム及び母子生活支援施設の位置情報の提供方法の見直し
- (12) 平成23年度子ども手当特別措置法（8月30日公布。10月施行）により、施設・里親措置の子どもについては、子ども手当を施設・里親に支給
- (13) 施設運営指針及び里親等養育指針等について6つのワーキングによる検討（8月30日～）
- (14) 児童福祉施設最低基準の条例委任化のための従うべき基準・参酌すべき基準の策定（10月7日公布）
- (15) 児童養護施設等及び里親等の措置延長、措置継続、再措置等について通知（12月28日）

(1) 当面の実施要綱改正等の概要(平成23年4月実施)

1. 小規模グループケアの実施要綱改正

①定員要件の弾力化

- ・ 児童養護： 「原則6人」→「原則6人～8人」
- ・ 情短、児童自立： 「原則5人」→「原則5人～7人」
- ・ 乳児院： 「原則4人」→「原則4人～6人」

②グループ数要件の緩和

- ・ 「1施設2グループまで。ただし、次の要件を満たす施設は、3グループまで指定可能
(要件)小規模グループケアを5年以上実施、研修の受入、各都道府県原則1施設」

→「1施設2グループまで。ただし、次の要件を満たす施設は、6グループまで指定可能。

- (要件)施設の小規模化・地域分散化を推進する計画(本体施設を全て小規模グループケア化、ファミリーホームを2か所以上開設、本体施設定員を児童養護施設は45人以下、乳児院は35人以下としていく内容)を策定するとともに、里親支援を行う。」

③管理宿直等職員の配置の要件緩和

- ・ 3か所以上の小規模グループケアを行う施設を対象に追加

④居室面積の基準の引上げ

- ・ 児童養護施設1人3.3㎡以上 → 小学校以上は4.95㎡

⑤毎年度指定の不要化

- ・ 都道府県知事等が毎年度指定する方式から、一度指定されれば継続する方式に改め、事務を簡素化

2. 地域小規模児童養護施設の設置運営要綱改正

①設置要件の弾力化等

- ・ 本体施設の入所率90%を下回らないという要件の廃止。
- ・ 本体施設の定員の一部を地域小規模児童養護施設に振り替えることを可能とする。

②居室面積の基準の引上げ

- ・ 1人3.3㎡以上 → 小学校以上は4.95㎡

③毎年度指定の不要化

- ・ 都道府県知事等が毎年度指定する方式から、一度指定されれば継続する方式に改め、事務を簡素化

3. 児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）実施要綱改正、措置費交付要綱等改正

①自立援助ホームの措置費の定員払い（運営の安定化）

- ・平成21年度より、児童の毎月の現員数に基づいて措置費（事務費）を計算しているが、自立援助ホームは、性質上、入所児童数の変動が大きいことから、児童養護施設と同様に、定員に基づく計算方法に改める。

4. 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）実施要綱改正、措置費交付要綱等改正

①ファミリーホームの新設後半年間の定員払い（新設時の運営の安定化）

- ・平成21年度の制度創設より、児童の毎月の現員数に基づいて措置費（事務費）を計算しているが、ファミリーホームは、新設当初は、措置児童数が少ない場合があることから、新設後6か月間に限り、定員に基づく計算方法に改める。

②ファミリーホームについて、①養育里親経験者が開設する場合、②施設職員経験者が開設する場合、③施設設置法人が開設する場合を明示

③ファミリーホームの養育者及び補助者は、里親に準じて養育里親研修又は専門里親研修の受講に努める旨を規定。

5. 児童家庭支援センター設置運営要綱の改正

- 児童家庭支援センターの業務に、里親及びファミリーホームに対する支援を加える。

6. 里親支援機関事業実施要綱の改正

- 里親支援機関事業を委託できる者として、里親会、児童家庭支援センター、児童養護施設、乳児院、NPO等を明示。
- 里親支援機関事業の委託先には、児童福祉法上、守秘義務がかかることを周知。
- 里親支援機関事業の内容に、ファミリーホームに対する支援を加える。

7. 里親制度運営要綱の改正

- 里親認定の要件、手続き等をわかりやすく整理。

8. 里親委託ガイドラインの策定

- 里親委託優先の原則を明示
- 里親委託を推進するため、里親委託の運営方法についての留意事項を整理。

(2) 里親委託ガイドラインの概要（平成23年3月30日 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）

1. 里親委託の意義

- 何らかの事情により家庭での養育が困難となった子ども等に、家庭環境の下で養育を提供する里親制度は、子どもの健全な育成を図る有意義な制度である。
- 社会的養護を必要とする子どもは、様々な課題を抱えており、多様な子どもに対応できる里親を開拓し、社会的養護の担い手としての里親の集団を形成する必要がある。

2. 里親委託優先の原則

- 家族を基本とした家庭は、子どもの成長、福祉及び保護にとって自然な環境である。里親家庭に委託することにより、
 - ①特定の大人との愛着関係の下で養育されることにより、安心感、自己肯定感、基本的信頼感を育むことができる、
 - ②家庭生活を体験し、将来、家庭生活を築く上でのモデルとすることができる、
 - ③家庭生活での人間関係を学び、地域社会での社会性を養い、生活技術を獲得できる、などが期待でき、社会的養護では、里親委託を優先して検討すべきである。
- もっとも、里親の数の確保が不十分であり、様々な課題を抱える子どもに対応できる里親も少ない現状から、施設養護の役割も大きく、その質の充実に努める必要がある。

3. 里親委託する子ども

- 里親委託する子どもは、保護者の養育の可能性の有無や、新生児から高年齢児まで子どもの年齢にかかわらず、また、施設入所が長期化している子どもや、短期委託が必要な子どもなど、すべての子どもが検討の対象とされるべきである。
- 障害等や非行の問題など個別的な支援を必要とする子どもも、適切に養育できる専門里親等が確保できる場合には検討する。
- 施設での専門的なケアが望ましい場合、保護者や子どもが明確に里親委託を反対している場合、対応の難しい保護者の場合、里親と子どもが不調となり施設ケアが必要な場合などは、当面は施設措置を検討する。

4. 保護者の理解

- 里親や施設の選択は、児童相談所が子どもの利益となるよう行うが、保護者へは十分説明し理解を得るよう努める。
- 里親委託へ不安を抱く保護者へは、養育里親と養子縁組希望里親との区別を説明し、養育里親による家庭的環境が子どもの成長を促すこと、社会的養護は里親委託が原則であること、保護者と子どもとの面会等は原則可能であること等を説明し、理解を得る。
- 家庭裁判所の承認を得て行う児童福祉法第28条措置を除き、親権者の意に反して措置を行うことはできないが、意向が確認できない場合は、可能である。

5. 里親への委託

- 里親に子どもを委託する場合は、子どもや保護者のアセスメントを行い、里親の特性や力量を考慮し、子どもに最も適合した里親の選定を行う。里親への打診と説明、子どもと里親との面会交流を行い。調整期間は、できるだけ長期にならないよう努める。
- 養育里親については、長期の里親委託、短期の里親委託を活用する。

- 専門里親については、虐待等で深く傷ついている子ども、障害のある子どもや非行傾向のある子どもについては、アセスメントを丁寧に行い、慎重に委託を検討する。
- 養子縁組希望里親については、児童に温かい家庭を与え、児童の養育に法的安定性を与えるものであり、適正な養子縁組を結べるよう制度を活用する。
- 親族里親については、保護者の死亡や行方不明、拘禁に加えて、入院や疾患により養育できない場合も対象に含まれ、親族に養育を委ねた場合に、その親族が経済的に生活が困窮するなど結果として施設措置を余儀なくされる場合には、親族里親の制度を利用し、一般生活費等を支給して、親族により養育できるようにする。
- 特別養子縁組を前提とした新生児の里親委託については、望まない妊娠による出産で養育できない、養育しないという保護者の意向が明確な場合には、妊娠中からの相談や、出産直後の相談に応じ、里親委託までの切れ目のない支援を検討する。
- 18歳以降、20歳に達するまでの措置延長については、子どもの自立を図るために継続的な支援が必要とされる場合には、積極的に活用する。
- 里親と子どもの不調については、不調になる兆しをできるだけ早く把握し、里親支援機関等と協力し、家庭訪問、レスパイト、相互交流など、里親家庭の支援を行う。やむを得ない場合は、委託解除を検討するが、委託解除を行う場合は、子どもと里親の双方のケアを丁寧に行う。

6. 里親の認定・登録

- 里親には、児童の養育についての理解及び熱意並びに児童に対する深い愛情を有していることなどが求められる。
- 養育里親、専門里親については、養育可能な年齢であるかどうかを判断し、年齢の上限については柔軟な対応をする。養子縁組を前提とする里親は、子どもが20歳に達した時に、里親の年齢が概ね65歳以下であることが望ましい。

7. 里親への支援

- 里親委託を推進するためには、里親の居住する市区町村や里親支援機関、児童家庭支援センター等と連携し、里親の資質向上を図る研修や、里親が孤立することのないよう、里親支援を行う。
- 里親委託後は定期的な家庭訪問を行い、里親や子どもの状況を把握する。また、里親の相互交流や、地域の子育て情報の提供、里親の一時的な休息のための支援（レスパイト）、相談など、里親支援を行う。

8. 子どもの権利擁護

- 里親は子どもの最善の利益を実現する社会的養護の担い手であり、子どもの権利擁護を実践する。里親に委託された子どもには、「子どもの権利ノート」を配布し、これからの生活が安全で安心できるものであること、子どもが自分の意見を述べることができ、大人と一緒に考えることができることなどを伝える。里親に対しては、被措置児童等虐待対応ガイドラインについて、研修等で周知する。

9. 里親制度の普及と支援の充実

- 市区町村や里親会と連携し、広報や、里親の体験発表会等を行い、里親制度の普及に努め、新たな里親を開拓する。
- 児童相談所に里親委託を推進する担当者を配置し、体制の整備や充実を図る。里親支援機関を、里親会や、児童家庭支援センター、施設、NPO法人等へ委託し、広く連携する。児童養護施設等は、施設機能を地域に分散させ、里親支援など、地域での社会的養護を支える役割を充実していく。

(3) 児童福祉施設最低基準の当面の見直しの概要(平成23年6月17日公布施行)

1. 職員配置基準関係

(1) 加算職員の配置の義務化

① 家庭支援専門相談員

※ 乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設で配置義務化

※ 家庭支援専門員の要件は、社会福祉士、精神保健福祉士、施設従事経験5年以上、児童福祉司の任用資格のある者

② 個別対応職員

※ 乳児院(定員20人以下を除く)、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設で配置義務化

③ 心理療法担当職員(対象者10人以上に心理療法を行う場合)

※ 乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童自立支援施設で配置義務化

※ 心理療法担当職員の要件は、大学で心理学の課程を修めて卒業し心理療法の技術を有する者 等

(2) 現行の措置費に含まれている直接職員で最低基準に明記されていないものを明記

① 乳児院

- ・ 看護師・児童指導員・保育士: 1歳児 1.7:1、2歳児 2:1、3歳以上児 4:1(現在は乳児1.7:1のみ規定)
- ・ 定員10人以上20人以下の施設に、保育士を1人加配

② 母子生活支援施設

- ・ 母子支援員(母子指導員を改称)及び少年指導員を、20世帯以上施設で各2人配置(現在は各1人のみ規定)
- ・ 保育所に準ずる設備がある場合に、保育士を30:1で配置(最低1人)

③ 児童養護施設

- ・ 定員45人以下の施設に、児童指導員又は保育士を1人加配
- ・ 乳児を入所させる場合に、看護師を乳児1.7:1で配置

※ (1)①②は、経過措置として、平成23年度末までは置かないこともできる。

※このほか、児童指導員の任用資格に社会福祉士・精神保健福祉士を追加する等の改正。

2. 設備基準関係

① 居室面積の下限の引上げ

- ・ 乳児院 1人1.65㎡以上 → 2.47㎡以上
- ・ 母子生活支援施設 1人概ね3.3㎡以上 → 1室30㎡以上
- ・ 児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、自立援助ホーム
1人3.3㎡以上 → 4.95㎡以上(児童養護施設の乳幼児のみの居室は3.3㎡以上)

② 居室定員の上限の引下げ

- ・ 児童養護施設 15人以下 → 4人以下(乳幼児のみの居室は6人以下)
- ・ 情緒障害児短期治療施設 5人以下 → 4人以下
- ・ 児童自立支援施設 15人以下 → 4人以下

③ 相談室の設置の義務化

- ・ 乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童自立支援施設 (情短施設は規定済)

※①②は、改正施行後に新設、増築又は全面改築される居室に、③は改正施行後に新設又は全面改築される施設に適用

※このほか、小規模グループケアやグループホームの便所は、男女別の設置を要しないこととする改正

3. 各施設の運営理念等関係

① 乳児院における養育(第23条、第25条)

- ・ 「乳幼児の心身及び社会性の健全な発達を促進し」とする等、表現の見直し。
- ・ 家庭環境の調整、関係機関との連携について規定。

② 母子生活支援施設における生活支援(第29条)

- ・ 「生活指導」の規定を「生活支援」に変更するとともに、「母子を共に入所させる施設の特性を生かしつつ、親子関係の再構築等及び退所後の生活の安定が図られるよう」の字句を追加する等の見直し。
- ・ 「授産場」の規定(第30条)を削除(現在は、設置されていないため)

③ 児童養護施設における養護（第44条、第45条）

- ・「養護」全体についての規定を設け、「児童に対して安定した生活環境を整えるとともに、生活指導、学習指導、職業指導及び家庭環境の調整を行いつつ児童を養育することにより、児童の心身の健やかな成長とその自立を支援することを目的として行わなければならない」旨を規定。
- ・「生活指導」について、「将来自立した生活を営むために必要な知識及び経験を得ることができるように」を追加。
- ・「学習指導」の規定を追加し、「適性、能力等に応じた学習を行うことができるよう」支援する旨を規定。
- ・「職業指導」の規定を見直し、「適性、能力等に応じた職業選択を行うことができるよう」支援する旨を規定。

④ 情緒障害児短期治療施設における心理療法、生活指導、家庭環境の調整（第76条）

- ・家庭環境の調整について、「保護者に児童の状態及び能力を説明」「親子関係の再構築等が図られるよう」等の表現の見直し。

4. 総則関係

① 運営の一般原則（第5条）

- ・人権と人格の尊重、地域との交流連携、保護者等への説明、自己評価等を規定

② 施設職員の一般要件の規定（第7条、第7条の2）

- ・人間性と倫理観、自己研鑽の文言を追加

③ 衛生管理の規定（第10条）

- ・入浴回数1週2回以上という規定を、希望等を勘案し に改める

④ 食事の規定（第11条）

- ・食を営む力の育成（食育）の文言を追加。
- ・小規模グループケアやグループホームで調理する場合は、あらかじめ作成した献立に従う旨の規定を弾力化。

(4)「社会的養護の課題と将来像」に基づく当面の省令改正の概要 (平成23年9月1日公布)

1. 施設長の資格要件の最低基準への規定及び施設長研修の義務化 (児童福祉施設最低基準の改正、公布日施行)

- 社会的養護の施設長の資格要件については、これまで、児童自立支援施設を除き、児童福祉施設最低基準に規定がない。社会的養護の施設には、施設長による親権代行等の規定があり、本年の民法等改正でもその役割が重くなるとともに、被虐待児の増加等により、施設運営の質の向上が求められており、施設長の役割は大きい。このため、社会的養護の施設について、施設長の資格要件を最低基準に規定するとともに、施設長研修を義務化する。

○施設長の資格要件

- ・乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設及び母子生活支援施設の施設長は、次のいずれかに該当し、かつ、厚生労働大臣が指定する者が行う研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、施設の運営能力を有するものでなければならない。

- (a) 精神保健又は小児保健に学識経験を有する医師 (乳児院は、小児保健に学識経験を有する医師)
- (b) 社会福祉士
- (c) その施設と同じ種別の施設に3年以上勤務した者
- (d) 上記と同等以上の能力を有する者であると都道府県等が認める者で、次のイ～ハの期間の合計が3年以上のもの又は全国社会福祉協議会の施設長講習課程を修了したもの
 - イ 児童福祉司資格者にあつては、児童福祉事業 (本庁児童担当課等を含む) の従事期間
 - ロ 社会福祉主事資格者にあつては、社会福祉事業の従事期間
 - ハ 社会福祉施設の勤務期間 (イ又はロの期間を除く)

※施設長就任時の研修を行う「厚生労働大臣が指定する者」は、全国乳児福祉協議会、全国児童養護施設協議会、全国情緒障害児短期治療施設協議会、全国母子生活支援施設協議会を指定。

※施行の際現に施設長である者には、この資格要件の規定は適用しない。

※家庭裁判所からの送致があるなど特別の位置づけがある児童自立支援施設の施設長には、従来より規定があり、施設長研修は国立武蔵野学院が実施。上記(a)は、精神保健に学識経験のある医師。上記(c)(d)は5年以上 (国立武蔵野学院講習修了者は3年以上)。(d)の全国社会福祉協議会の施設長講習課程修了は該当しない。

○2年に1回以上の施設長研修の受講の義務化

- ・乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及び母子生活支援施設の施設長は、2年に1回以上、厚生労働大臣が指定する者が行う研修を受けなければならない。

※研修は、厚生労働大臣が指定する上記の施設種別団体が行う (児童自立支援施設は、全国児童自立支援施設協議会)

2. 社会的養護の施設の第三者評価の義務化（児童福祉施設最低基準の改正、平成23年4月1日施行）

- 第三者評価は、施設が任意で受ける仕組みであるが、社会的養護の施設は、子どもが施設を選べない措置制度であり、親権代行等の規定もあるほか、被虐待児等が増加し、施設運営の質の向上が必要であることから、第三者評価の実施を義務付ける。
- 乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及び母子生活支援施設は、定期的に外部の者による評価を受けるとともに、その結果を公表し、常にその改善を図らなければならないことを最低基準に定める。
- 具体的には、3年に1回以上の受審を義務づけ、第三者評価を行わない年には自己評価を行うこととし、また、第三者評価が低かった施設が改善をして翌年再度第三者評価を受けることも望ましいこととする。

※第三者評価基準については、種別の指針等ワーキングで検討の上で、年度内に全国のガイドラインの見直しを行い、その後、各都道府県で来年度前半に見直しを行い、実質的に、来年度後半に義務化後の第三者評価を行えるようにする予定。
※ファミリーホーム及び自立援助ホームは、小規模であること等から、現行の努力義務規定のとおりとする。

3. 親族里親の要件の見直し（児童福祉法施行規則の改正、公布日施行）

- これまで民法の扶養義務との関係を考慮し、3親等以内の親族による里親は親族里親とし、親族里親には、子どもの養育費用を支給しているが、里親手当は支給していない。

※親族里親には、一般生活費（月額47,600円）や教育費等を支給しているが、里親手当（月額72,000円）は支給していない。これは、3親等内親族には、民法上、扶養義務があるか又は課されることがあることを踏まえ、養育の実費に限ったもの。

※民法第877条第1項「直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。」、同条第2項「家庭裁判所は、特別の事情があるときは、前項に規定する場合のほか、三親等内の親族間においても扶養の義務を負わせることができる。」

- しかし、3親等内の親族のうちでも、直系血族（祖父、祖母）や兄弟姉妹と異なり、おじ、おばには、特別な事情がある場合に家庭裁判所が審判で扶養義務者とする場合を除き、扶養義務はない。

このため、児童福祉法施行規則の親族里親の定義を変更し、扶養義務者でないおじ、おばについては、養育里親制度を適用し、里親研修の受講を要件とした上で里親手当を支給し、児童の引受けを促す。

※ 施行の際現に受けている親族里親の認定については、なお従前の例による。（認定の変更は可能）

※ 親族が養育里親となる場合は、養育里親研修は、親族が里親になる場合に必要性の高いものに限定できる。

4. 自立援助ホーム及び母子生活支援施設の位置情報の提供方法の見直し（児童福祉法施行規則の改正、公布日施行）

- 自立援助ホーム及び母子生活支援施設は、入所希望者が行政に入所を申し込む仕組みであり、その選択に資するため、児童福祉法施行規則で、施設の情報を自由に利用できるような方法で提供することとされている。しかし、今般、自立援助ホームの制度の適用を可能とした「子どもシェルター」のように、虐待を受けた児童等の緊急の避難先であるため、位置情報の自由な提供は適切ではない場合がある。母子生活支援施設も、DVを受けた母子が生活しており、同様である。

- このため、児童福祉法施行規則を改正し、自立援助ホーム及び母子生活支援施設の位置情報の提供は、入所者の安全確保のため必要があるときは、入所希望者等に直接提供する方法によることとする。

(5)児童福祉施設最低基準の条例委任について

1. 改正の背景

- 地方分権改革推進委員会第3次勧告（平成21年10月7日）で方針が示された3つの重点事項（（a）施設・公物設置管理の基準、（b）協議、同意、許可・認可・承認、（c）計画等の策定及びその手続）のうち、地方要望分に係る事項を中心に、地方分権改革推進計画（平成21年12月15日閣議決定）に基づき関連法律を改正。
- 地方分権改革推進計画において、施設等の基準を条例に委任する場合における国の基準の類型は、次のとおりとされた。
 - ① 従うべき基準： 条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの
 - ② 参酌すべき基準： 地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの
 - ③ 標準： 法令の「標準」を通常よるべき基準としつつ、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じた「標準」と異なる内容を定めることが許容されるもの

2. 改正の概要

○児童福祉法の改正

- ・「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成23年5月2日公布）により、児童福祉法を改正。（平成24年4月1日施行）



- ・ 児童福祉施設の人員・設備・運営基準を、都道府県等の条例に委任
- ・ 人員、居室面積、人権侵害防止等の厚生労働省令で定める基準を「従うべき基準」とし、その他の基準を「参酌すべき基準」とする

※ただし、施行日から1年を超えない期間内で、条例が制定施行されるまでの間は、厚生労働省令で定める基準を条例で定める基準とみなす旨の経過措置が設けられている。

○この法改正を踏まえ、児童福祉施設最低基準を、次のとおり改正（平成23年厚生労働省令第127号、平成23年10月7日公布）



- ・ 省令の名称を「児童福祉施設の施設及び運営に関する基準」に改正。
- ・ 都道府県等が条例で定める基準を最低基準と称する。
- ・ 最低基準に規定されていた各基準を「従うべき基準」と「参酌すべき基準」に区分。

※保育所の居室面積基準については、厚生労働大臣が指定する地域について、「従うべき基準」を「標準」とする。
（平成24年4月1日から平成27年3月31日まで）

児童福祉施設最低基準「従うべき基準」一覧表

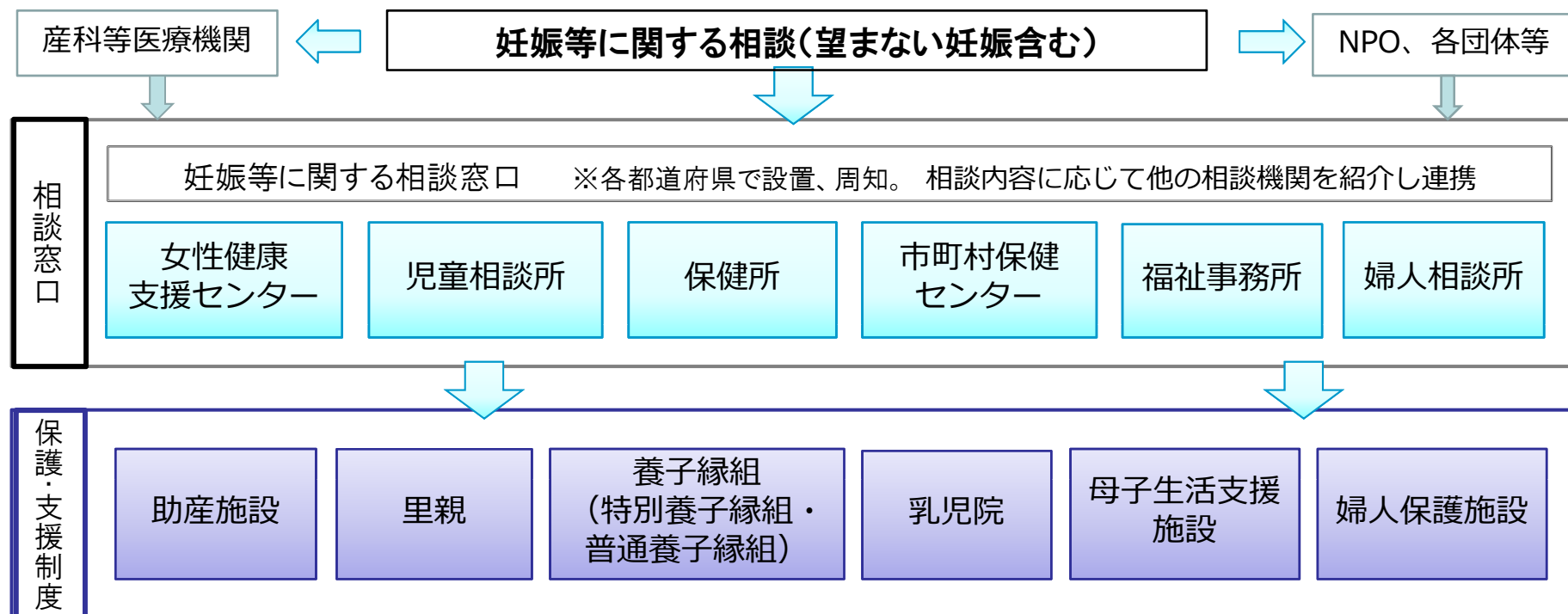
	条項	規定内容
① 人員 配置 基準	第8条ただし書(他の社会福祉施設を併置するときの設備及び職員の基準)	入所者の居室、各施設に特有の設備、入所者の保護に直接従事する職員については、併置している社会福祉施設の設備及び職員に兼ねることはできない。
	第17条(第2種助産施設の職員)	<ul style="list-style-type: none"> ・専任又は嘱託の助産師(医療法に配置が規定されている助産師とは別に最低1人配置) ・第2種助産施設の嘱託医の要件:産婦人科の診療に相当の経験を有する者。
	第21条(乳幼児10人以上を入所させる乳児院の職員)	<ul style="list-style-type: none"> ・小児科の診療に相当の経験を有する医師又は嘱託医、看護師、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士、調理員、(対象者10人以上に心理療法を行う場合は)心理療法担当職員 ※調理業務の全部を委託する施設は、調理員を置かないことができる。 ※乳幼児20人以下を入所させる施設は個別対応職員を置かないことができる。 ・家庭支援専門相談員、心理療法担当職員の資格要件 ・看護師の配置(最低7人配置) <ul style="list-style-type: none"> 2歳未満の乳幼児おおむね1.7人につき1人 2歳～3歳未満の幼児おおむね2人につき1人 3歳以上の幼児おおむね4人につき1人 ※看護師は、保育士又は児童指導員をもって代えることができる(ただし、乳幼児10人の乳児院には2人以上、乳幼児10人を超える場合は、おおむね10人増すごとに1人以上の看護師を配置)。 ※乳幼児20人以下を入所させる場合には、上述の保育士のほか、保育士を1人以上配置。
	第22条(乳幼児10人未満を入所させる乳児院の職員)	<ul style="list-style-type: none"> ・嘱託医、看護師、家庭支援専門相談員、調理員又はこれに代わるべき者 ・看護師の配置(最低7人配置(1人を除き、保育士又は児童指導員で代替可能))
	第22条の2(乳児院の長の資格)	<ul style="list-style-type: none"> ・乳児院の長の資格要件
	第27条、第30条(母子生活支援施設の職員)	<ul style="list-style-type: none"> ・母子支援員、嘱託医、少年を指導する職員、調理員又はこれに代わるべき者、(対象者10人以上に心理療法を行う場合は)心理療法担当職員 ・母子20世帯以上を入所させる施設の場合は、母子支援員2人、少年を指導する職員2人 ・保育所に準ずる設備の保育士の配置(最低1人配置)乳幼児おおむね30人につき1人
	第27条の2(母子生活支援施設の長の資格)	<ul style="list-style-type: none"> ・母子生活支援施設の長の資格要件
	第28条(母子支援員の資格)	<ul style="list-style-type: none"> ・母子支援員の資格要件
	第33条(保育所の職員)	<ul style="list-style-type: none"> ・保育士、嘱託医、調理員 ※調理業務の全部を委託する施設は、調理員を置かないことができる。 ・保育士の配置(最低2人配置) <ul style="list-style-type: none"> 乳児おおむね3人につき1人 1歳～3歳未満の幼児おおむね6人につき1人、3歳～4歳未満の幼児おおむね20人につき1人、 4歳以上の幼児おおむね30人につき1人 ※認定こども園である保育所の場合 <ul style="list-style-type: none"> 乳児おおむね3人につき1人 1歳～3歳未満の幼児おおむね6人につき1人 3歳～4歳未満の幼児:短時間利用児:おおむね35人につき1人 <li style="padding-left: 40px;">長時間利用児:おおむね20人につき1人 4歳以上の幼児:短時間利用児:おおむね35人につき1人 <li style="padding-left: 40px;">長時間利用児:おおむね30人につき1人

条項	規定内容
第38条(児童厚生施設の職員)	・児童の遊びを指導する者の配置、資格要件
第42条(児童養護施設の職員)	<ul style="list-style-type: none"> ・児童指導員、嘱託医、保育士、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士、調理員、(乳児が入所している施設の場合は)看護師、(対象者10人以上に心理療法を行う場合は)心理療法担当職員、(実習設備を設けて職業指導を行う場合は)職業指導員 ※児童40人以下を入所させる施設は栄養士を置かないことができる。 ※調理業務の全部を委託する施設は、調理員を置かないことができる。 ・家庭支援専門相談員、心理療法担当職員の資格要件 ・児童指導員及び保育士の配置(児童45人以下を入所させる施設にあつては、下記に更に1人以上を加える。) <li style="padding-left: 20px;">3歳未満の幼児おおむね2人につき1人、3歳以上の幼児おおむね4人につき1人、少年おおむね6人につき1人 ・看護師の配置(最低1人以上配置) <li style="padding-left: 20px;">乳児おおむね1.7人につき1人
第43条(児童指導員の資格)	・児童指導員の資格要件
第75条(情緒障害児短期治療施設の職員)	<ul style="list-style-type: none"> ・精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する医師、心理療法担当職員、児童指導員、保育士、看護師、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士、調理員 ※調理業務の全部を委託する施設は、調理員を置かないことができる。 ・心理療法担当職員、家庭支援専門相談員の資格要件 ・心理療法担当職員の配置:おおむね児童10人につき1人 ・児童指導員及び保育士の配置(総数):おおむね児童5人につき1人
第75条の2(情緒障害児短期治療施設の長の資格)	・情緒障害児短期治療施設の長の資格要件
第80条(児童自立支援施設の職員)	<ul style="list-style-type: none"> ・児童自立支援専門員、児童生活支援員、嘱託医及び精神科の診療に相当の経験を有する医師又は嘱託医、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士、調理員、(対象者10人以上に心理療法を行う場合は)心理療法担当職員、(実習設備を設けて職業指導を行う場合は)職業指導員 ※児童40人以下を入所させる施設は、栄養士を置かないことができる。 ※調理業務の全部を委託する施設は、調理員を置かないことができる。 ・家庭支援専門相談員、心理療法担当職員の資格要件 ・児童自立支援専門員及び児童生活支援員の配置(総数):おおむね児童5人につき1人
第81条(児童自立支援施設の長の資格)	・児童自立支援施設の長の資格要件
第82条(児童自立支援専門員の資格)	・児童自立支援専門員の資格要件
第83条(児童生活支援員の資格)	・児童生活支援員の資格要件
第88条の3(児童家庭支援センターの職員)	・センター業務担当職員の配置、資格要件

	条項	規定内容
② 居室 面積 基準	第8条ただし書(他の社会福祉施設を併置するときの設備及び職員の基準)	・入所者の居室、各施設に特有の設備、入所者の保護に直接従事する職員については、併置している社会福祉施設の設備及び職員に兼ねることはできない。
	第19条(乳幼児10人以上を入所させる乳児院の設備の基準)	・寝室(2.47㎡/人)、観察室(1.65㎡/人)
	第20条(乳幼児10人未満を入所させる乳児院の設備の基準)	・乳幼児の養育のための専用の室(2.47㎡/人)
	第26条第1号～第3号、第30条第1項(母子生活支援施設の設備の基準)	・母子室(30.0㎡/室) ※保育所に準ずる設備を設けるときは、保育所の居室に関する規定を準用
	第32条第1号～第3号・第5号・第6号(保育所の設備の基準) ※ 乳児室(第2号)、ほふく室(第3号)、保育室又は遊戯室(第6号)の面積基準は、待機児童が多く、地価の高い地域では「標準」とする。	・0、1歳児を入所させる保育所 乳児室(1.65㎡/人)又はほふく室(3.3㎡/人) ・2歳以上児を入所させる保育所 保育室(1.98㎡/人)又は遊戯室(1.98㎡/人)
	第41条第1号・第2号(児童養護施設の設備の基準)	・児童の居室(4.95㎡/人(乳幼児のみの居室は3.3㎡/人))
	第74条第1号・第2号(情緒障害児短期治療施設の設備の基準)	・児童の居室(4.95㎡/人)
	第79条第2項(児童自立支援施設の設備の基準)	・児童の居室(4.95㎡/人)
③ 人権 に直結 する 運営 基準 等	第9条(入所した者を平等に取り扱う原則)	・入所した者を平等に取り扱う原則
	第9条の2(虐待等の禁止)	・法第33条の10各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為の禁止
	第9条の3(懲戒権限の濫用禁止)	・法第47条の規定により施設長が懲戒するとき等に関する権限の濫用禁止
	第11条(食事)	・児童福祉施設における自園調理の原則、及びその場合の留意事項
	第14条の2(秘密保持等)	・職員の守秘義務、施設が秘密保持のために必要な措置をとる義務
	第15条(助産施設の医療法上の位置づけ)	・第1種助産施設: 医療法の病院又は診療所である助産施設 ・第2種助産施設: 医療法の助産所である助産施設
	第19条第1号、第26条第2号、第30条第1項、第32条第1号・第5号、第41条第1号、第74条第1号、第79条第2項(設備の基準(乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設))	・調理室の設置(乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設)
	第32条の2(保育所での食事に関する外部搬入の特例)	・第11条第1項(自園調理の原則)に関わらず外部搬入を認める要件
第35条(保育指針)	・保育の内容を、厚生労働大臣が定めること。	

(6) 妊娠・出産・子育て等に係る相談体制等の整備について

- 平成15年7月～平成22年3月までの児童虐待による死亡事例386人のうち77人(19.9%)が、日齢0日児(67人)又は日齢1以上の月齢0か月児(10人)であり、その大部分が関係機関が関与する機会がないか極めて少ないケースであることから、妊娠等について相談しやすい体制や、関わりのある機会を見逃さない体制の整備が必要。
- また、児童相談所における児童虐待相談対応件数のうち、平成21年度には、棄児が25人、3歳未満の置き去り児童が55人となっている。
- 平成23年7月27日付けで「妊娠期からの妊娠・出産・子育て等に係る相談体制等の整備について」(雇用均等・児童家庭局総務課長・家庭福祉課長・母子保健課長通知)を都道府県市に通知し、体制整備を推進
- 妊娠等に悩む人たちからの相談に対し、各相談機関が、相互に連携して適切な対応を行えるようにするとともに、社会的養護による支援制度について、各相談機関等に周知し、必要とする人への的確な情報提供と活用を促すを図り、児童虐待の防止を図ることが必要。



(7) 施設運営指針及び里親等養育指針の検討ワーキングにおける検討について

- 「社会的養護の課題と将来像」に基づき、種別ごとの指針の検討を行うため、平成23年8月末に、6つのワーキングを設置。
- 各ワーキングで素案を作成し、平成24年1月に社会的養護専門委員会で議論し、3月までに策定予定。
- 里親・ファミリーホームWGでは、里親・ファミリーホーム養育指針とともに、里親支援のあり方について検討。
- 社会的養護の第三者評価の来年度の義務化に向けて、第三者評価ガイドラインの見直しを検討し、3月までに見直し予定。

<施設運営指針等の策定>

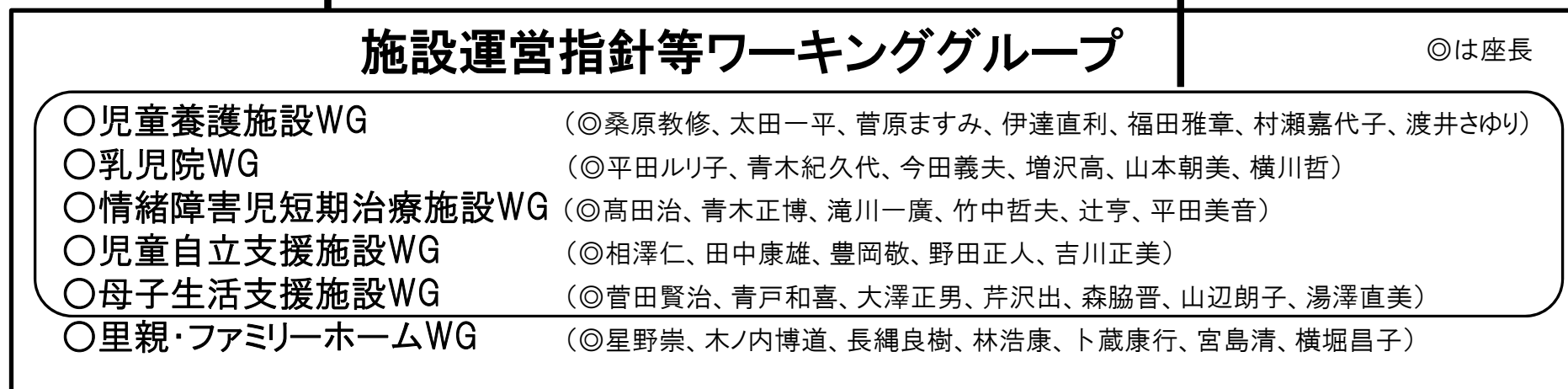
社会保障審議会 児童部会
社会的養護専門委員会

施設運営指針等ワーキング全体会議
柏女霊峰委員長 + 6WG座長

<第三者評価基準ガイドラインの見直し>

福祉サービス第三者評価事業に関する
評価基準等委員会(全社協)

社会的養護施設関係分科会
分科会長:石井哲夫 児童部会長
+福田敬第三者評価基準部会長+5WG座長

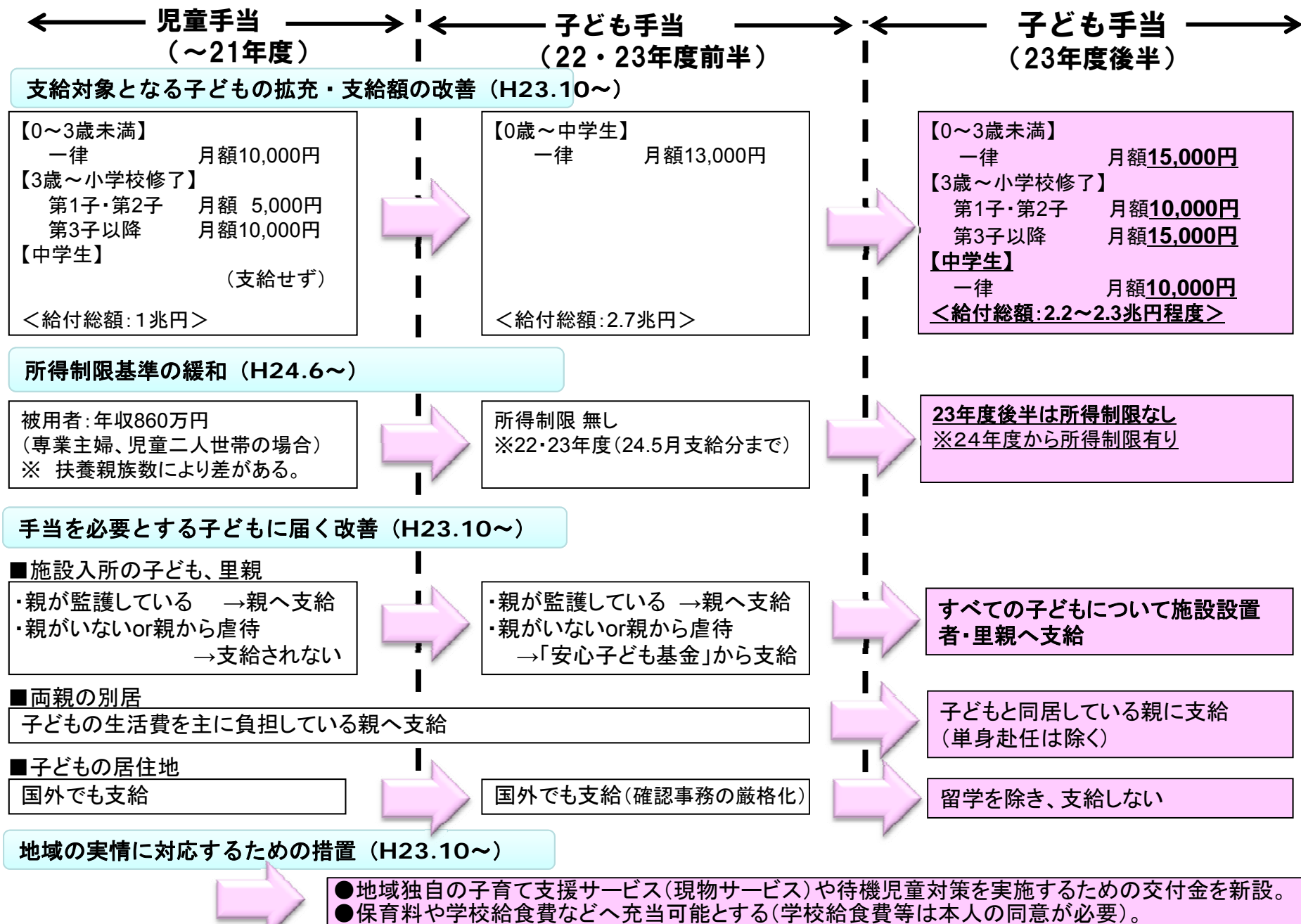


施設運営指針・里親養育指針等ワーキンググループ委員

◎は座長

<p>児童養護施設WG</p>	<p>○桑原 教修 伊達 直利 太田 一平 福田 雅章 菅原 ますみ 村瀬 嘉代子 渡井 さゆり</p>	<p>全国児童養護施設協議会副会長、舞鶴学園施設長 全国児童養護施設協議会副会長、旭児童ホーム施設長 全国児童養護施設協議会研修部長、八楽児童寮施設長 養徳園施設長 お茶の水女子大学人間文化創成科学研究科教授 北翔大学大学院教授 特定非営利活動法人日向ぼっこ理事長</p>
<p>乳児院WG</p>	<p>○平田 ルリ子 今田 義夫 横川 哲 山本 朝美 青木 紀久代 増沢 高</p>	<p>全国乳児福祉協議会副会長、清心乳児園施設長 全国乳児福祉協議会副会長、日本赤十字社医療センター附属乳児院施設長 全国乳児福祉協議会制度対策研究委員長、麦の穂乳幼児ホームかがやき施設長 全国乳児福祉協議会広報・研修委員会副委員長、小鳩乳児院施設長 お茶の水女子大学人間文化創成科学研究科准教授 子どもの虹情報研修センター研修部長</p>
<p>情緒障害児短期 治療施設WG</p>	<p>○高田 治 辻 亨 平田 美音 青木 正博 滝川 一廣 竹中 哲夫</p>	<p>全国情緒障害児短期治療施設協議会副会長、横浜いずみ学園施設長 全国情緒障害児短期治療施設協議会副会長、さざなみ学園施設長 名古屋市くすのき学園施設長 大阪市立児童院施設長 学習院大学文学部教授 日本福祉大学大学院名誉教授</p>
<p>児童自立支援 施設WG</p>	<p>○相澤 仁 豊岡 敬 吉川 正美 野田 正人 田中 康雄</p>	<p>全国児童自立支援施設協議会顧問、国立武蔵野学院施設長 全国児童自立支援施設協議会副会長、東京都立萩山実務学校施設長 滋賀県立淡海学園 立命館大学産業社会学部教授 北海道大学大学院教育学研究所付属子ども発達臨床研究センター教授</p>
<p>里親・ファミリー ホームWG</p>	<p>○星野 崇 木ノ内 博道 ト蔵 康行 長縄 良樹 林 浩康 宮島 清 横堀 昌子</p>	<p>全国里親会副会長 全国里親会理事 日本ファミリーホーム協議会会長 全国児童家庭支援センター協議会会長、子ども家庭支援センターぎふ・はこぶね施設長 日本女子大学人間社会学部教授 日本社会事業大学専門職大学院准教授 青山学院女子短期大学子ども学科准教授</p>
<p>母子生活支援施設 WG</p>	<p>○菅田 賢治 大澤 正男 芹沢 出 青戸 和喜 森脇 晋 山辺 朗子 湯澤 直美</p>	<p>全国母子生活支援施設協議会副会長、仙台つばさ荘施設長 全国母子生活支援施設協議会副会長、葛飾区ふたば荘施設長 全国母子生活支援施設協議会制度政策委員長、野菊荘施設長 全国母子生活支援施設協議会研修広報委員長、岡崎市いちょうの家施設長 全国母子生活支援施設協議会総務委員長、白百合パークハイム施設長 龍谷大学社会学部教授 立教大学コミュニティ福祉学部教授</p>
<p>全体会議座長： 柏女霊峰 淑徳大学総合福祉学部教授</p>		

(8) 平成23年度後半における子ども手当について



施設に入所等している子ども（施設入所等こども）の子ども手当について

○児童養護施設に入所している子ども等については、従来は、親による監護生計要件を満たす場合のみ、直接その親に対して支給していた。今般の法律では、子どもに着目して、国内に居住する子どもを極力制度の対象としていくという考えの下、全ての子を支給対象とする。

- 【支給対象者】** 施設の設置者、里親、ファミリーホームを行う者
- ※施設やファミリーホームの所在地、里親の住所地の市町村が支給
 - ※保護者の疾病等により2か月以内の期間を定めて行われる入所等の場合を除く。
 - ※里親の場合、里子にかかる手当は施設等受給資格者として、実子にかかる手当は一般受給資格者として、別々に請求・認定

- 【支給額】**
- | | | |
|----------|--------|---------|
| 0歳～3歳未満 | 一人(一律) | 15,000円 |
| 3歳～中学校修了 | 一人(一律) | 10,000円 |
- ※施設の設置者に、第何子という概念が存在しないことや、入所している子の間で支給額に差をつけることの公平性の観点等から、3歳～中学校修了までの子には一人一律10,000円を支給。

- 【対象施設等】** 乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、里親、ファミリーホーム、知的障害児施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、救護施設、更正施設、婦人保護施設 等

- 【適切な管理】** 子ども手当の支給を受けた施設設置者・里親等は、子ども手当を、適切に管理しなければならない。（児童福祉施設最低基準・里親養育最低基準等に規定）
- ・他の財産と区分して管理すること。
 - ・収支の状況を明らかにする帳簿を整備すること。
 - ・手当の支給の趣旨に従って用いること。
 - ・退所した場合には速やかに児童に取得させること。

	①親のいない子ども	②28条措置の場合等の親が監護生計要件を満たしていない子ども	③それ以外の子ども（親が監護生計要件を満たす場合のみ）
児童手当制度時	×	×	○（親へ支給）
平成22年度の対応	△（安心子ども基金で施設等へ支給）	△（安心子ども基金で施設等へ支給）	○（親へ支給）
23年度子ども手当特措法	○（施設等へ支給）	○（施設等へ支給）	○（施設等へ支給）

(9) 民法等の一部を改正する法律の概要

○児童虐待の防止等を図り、児童の権利利益を擁護する観点から、親権の停止制度を新設し、法人又は複数の未成年後見人の選任を認める等の改正を行うとともに、関連する規定について所要の整備を行う。

○公布の日（平成23年6月3日）から1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行。

1 親権の喪失の制度等の見直し

○ 親権停止制度の創設

(現行)
あらかじめ期限を定めて親権を制限する制度はない。



(改正後)
家庭裁判所は、「父又は母による親権の行使が困難又は不適當であることにより子の利益を害するとき」に2年以内の期間を定めて親権停止の審判をすることができる。

○ 親権喪失原因の見直し

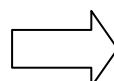
(現行)
家庭裁判所は、「父又は母が、親権を濫用し、又は著しく不行跡であるとき」に親権喪失の宣告をすることができる。



(改正後)
家庭裁判所は、「父又は母による虐待又は悪意の遺棄があるときその他父又は母による親権の行使が著しく困難又は不適當であることにより子の利益を著しく害するとき」に親権喪失の審判をすることができる。

○ 管理権喪失原因の見直し

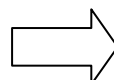
(現行)
家庭裁判所は、「父又は母が、管理が失当であったことによつてその子の財産を危うくしたとき」に管理権喪失の宣告をすることができる。



(改正後)
家庭裁判所は、「父又は母による管理権の行使が困難又は不適當であることにより子の利益を害するとき」に管理権喪失の審判をすることができる。

○ 親権の喪失等の請求権者の見直し

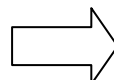
(現行)
・子の親族及び検察官が、親権の喪失等について、家庭裁判所への請求権を有する。
・児童相談所長は、親権喪失についてのみ、家庭裁判所への請求権を有する。



(改正後)
・子の親族及び検察官のほか、子、未成年後見人及び未成年後見監督人も、親権の喪失等について、家庭裁判所への請求権を有する。
・児童相談所長は、親権喪失、親権停止及び管理権喪失の審判並びにこれらの審判の取消しについて、家庭裁判所への請求権を有する。

○ 施設長等の権限と親権との関係

(現行)
・施設長等は、児童の監護等に関しその福祉のために必要な措置をとることができる旨の規定があるのみ。
・児童相談所長に、一時保護中の児童の監護等に関しその福祉のために必要な措置をとる権限の明文規定がない。

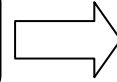


(改正後)
・施設長等が児童の監護等に関しその福祉のために必要な措置をとる場合には、親権者は不当な主張をしてはならないことなどを規定。
・児童相談所長に、一時保護中の児童の監護等に関しその福祉のために必要な措置をとる権限を規定。

2 未成年後見制度等の見直し

○ 法人の未成年後見人の許容

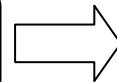
(現行)
家庭裁判所は、法人を未成年後見人に選任することができない。



(改正後)
家庭裁判所は、法人を未成年後見人に選任することができる。
(家庭裁判所が未成年後見人を選任するに際して考慮すべき事情を明確化)

○ 複数の未成年後見人の許容

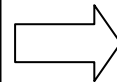
(現行)
未成年後見人は、一人でなければならない。



(改正後)
未成年後見人は、複数でもよい。
(未成年後見人が複数いる場合、原則として、その権限を共同して行使)

○ 児童相談所長による親権代行

(現行)
施設入所中の児童に親権者等がない場合には、施設長が親権を代行するが、里親等委託中又は一時保護中の親権者等がない児童については、親権を代行する者がいない。

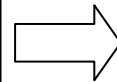


(改正後)
里親等委託中及び一時保護中の児童に親権者等がない場合には、児童相談所長が親権を代行する。

3 その他の改正

○ 子の利益の観点の明確化等

(現行)
・親権を行う者は、子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う。
・親権を行う者は、必要な範囲内で自らその子を懲戒し、又は家庭裁判所の許可を得て、これを懲戒場に入れることができる。
・親子の面会交流等についての明文規定がない。



(改正後)
・親権を行う者は、子の利益のために子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う。
・親権を行う者は、子の利益のために行われる子の監護及び教育に必要な範囲内でその子を懲戒することができる。
(懲戒場に関する部分は削除)
・離婚後の子の監護に関する事項として親子の面会交流等を明示。

○ 一時保護の見直し

(現行)
一時保護の期間は、原則として、一時保護を開始した日から2か月を超えてはならないが、児童相談所長等において必要があると認めるときは、引き続き一時保護を行うことができる。



(改正後)
2か月を超える親権者等の同意のない一時保護については、その延長の是非について、第三者機関である児童福祉審議会の意見を聴く。

「民法等の一部を改正する法律」による改正後の児童福祉法（施設・里親関係）

- 里親等委託中の児童に親権者等がない場合には、児童相談所長が親権を代行する。（４７②）
- 施設長等が児童の監護等に関しその福祉のため必要な措置をとる場合には、親権者は不当な主張をしてはならないことなどを規定。（４７④⑤）

※公布の日から1年を超えない範囲内で政令で定める日から施行。下線が改正部分。

第四十七条 児童福祉施設の長は、入所中の児童等で親権を行う者又は未成年後見人のないものに対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行う。ただし、民法第七百九十七条の規定による縁組の承諾をするには、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の許可を得なければならない。

② 児童相談所長は、小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親に委託中の児童等で親権を行う者又は未成年後見人のないものに対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行う。ただし、民法第七百九十七条の規定による縁組の承諾をするには、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の許可を得なければならない。

③ 児童福祉施設の長、その住居において養育を行う第六条の三第八項に規定する厚生労働省令で定める者又は里親は、入所中又は受託中の児童等で親権を行う者又は未成年後見人のあるものについても、監護、教育及び懲戒に関し、その児童等の福祉のため必要な措置をとることができる。

④ 前項の児童等の親権を行う者又は未成年後見人は、同項の規定による措置を不当に妨げてはならない。

⑤ 第三項の規定による措置は、児童等の生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その親権を行う者又は未成年後見人の意に反しても、これをとることができる。この場合において、児童福祉施設の長、小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親は、速やかに、そのとつた措置について、当該児童等に係る通所給付決定若しくは入所給付決定、第二十一条の六若しくは第二十七条第一項第三号の措置又は保育の実施等を行つた都道府県又は市町村の長に報告しなければならない。

- 養育里親の欠格要件の緩和（同居人が成年被後見人等の場合も養育里親となれることとする）

※公布日施行。下線が改正部分

第三十四条の十九 本人又はその同居人が次の各号（同居人にあつては、第一号を除く。）のいずれかに該当する者は、養育里親となることができない。

- 一 成年被後見人又は被保佐人
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- 三 この法律、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- 四 児童虐待の防止等に関する法律第二条 に規定する児童虐待又は被措置児童等虐待を行つた者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者

② （略）

(参考) 乳児院、児童養護施設、里親等の状況

(1) 在籍児童の年齢 (平成20年2月1日現在)

(単位: 人)

区分	乳児院入所児童	児童養護施設入所児童	里親委託児童
0歳	790 (23.9%)	6 (0.1%)	59 (1.6%)
1歳	1,222 (37.0%)	34 (0.1%)	119 (3.3%)
2歳	931 (28.2%)	454 (1.4%)	160 (4.4%)
3歳	276 (8.4%)	1,120 (3.5%)	228 (6.3%)
4歳	62 (1.9%)	1,520 (4.8%)	217 (6.0%)
5歳	16 (0.5%)	1,711 (5.4%)	249 (6.9%)
6歳	1 (0.1%)	1,858 (5.9%)	220 (6.1%)
7歳	—	1,860 (5.9%)	234 (6.5%)
8歳	—	1,973 (6.2%)	217 (6.0%)
9歳	—	2,095 (6.6%)	196 (5.4%)
10歳	—	2,300 (7.3%)	181 (5.0%)
11歳	—	2,389 (7.6%)	196 (5.4%)
12歳	—	2,486 (7.9%)	179 (5.0%)
13歳	—	2,466 (7.8%)	183 (5.1%)
14歳	—	2,349 (7.5%)	195 (5.4%)
15歳	—	2,356 (7.5%)	216 (6.0%)
16歳	—	1,745 (5.5%)	190 (5.3%)
17歳	—	1,581 (5.0%)	192 (5.3%)
18歳以上	—	1,256 (4.0%)	178 (4.9%)
総数※	3,299 (100%)	31,593 (100%)	3,611 (100%)
平均年齢	1.2歳	10.6歳	9.3歳

※ 総数には年齢不詳も含む。

児童養護施設入所児童等調査結果 (平成20年2月1日現在)

(2) 在籍児童の措置時の年齢（平成20年2月1日現在在籍児童）

（単位：人）

区分	乳児院入所児童	児童養護施設入所児童	里親委託児童
0歳	2,543 (77.1%)	59 (0.2%)	358 (9.9%)
1歳	597 (18.1%)	968 (3.1%)	437 (12.1%)
2歳	134 (4.1%)	6,763 (21.5%)	427 (11.8%)
3歳	16 (0.5%)	3,949 (12.6%)	422 (11.7%)
4歳	6 (0.2%)	2,819 (8.9%)	266 (7.4%)
5歳	—	2,442 (7.7%)	236 (6.5%)
6歳	—	2,432 (7.7%)	193 (5.3%)
7歳	—	1,977 (6.3%)	201 (5.6%)
8歳	—	1,881 (6.0%)	152 (4.2%)
9歳	—	1,657 (5.2%)	114 (3.2%)
10歳	—	1,511 (4.8%)	123 (3.4%)
11歳	—	1,259 (4.0%)	101 (2.8%)
12歳	—	1,154 (3.7%)	117 (3.2%)
13歳	—	1,053 (3.3%)	116 (3.2%)
14歳	—	864 (2.7%)	107 (3.0%)
15歳	—	505 (1.6%)	86 (2.4%)
16歳	—	163 (0.5%)	94 (2.6%)
17歳	—	43 (0.1%)	28 (0.8%)
18歳以上	—	9 (0.1%)	19 (0.5%)
総数※	3,299 (100%)	31,593 (100%)	3,611 (100%)
平均年齢	0.3歳	5.9歳	5.5歳

※ 総数には年齢不詳も含む。

児童養護施設入所児童等調査結果（平成20年2月1日現在）

(3) 措置理由別児童数 (平成22年度中新規措置児童)

(単位：人)

区分	乳児院入所児童		児童養護施設入所児童		里親委託児童	
父母の死亡	16	(0.7%)	80	(1.5%)	85	(6.1%)
父母の行方不明	59	(2.5%)	114	(2.1%)	59	(4.2%)
父母の離婚	65	(2.8%)	144	(2.6%)	18	(1.3%)
父母の不和	39	(1.7%)	59	(1.1%)	13	(0.9%)
父母の拘禁	128	(5.5%)	328	(6.0%)	75	(5.4%)
父母の入院	272	(11.7%)	403	(7.4%)	128	(9.1%)
父母の就労	90	(3.9%)	218	(4.0%)	41	(2.9%)
父母の精神障害	465	(19.9%)	492	(9.0%)	115	(8.2%)
父母の放任怠惰	190	(8.2%)	641	(11.7%)	101	(7.2%)
父母の虐待	374	(16.0%)	1,793	(32.7%)	208	(14.8%)
棄児	12	(0.5%)	6	(0.1%)	23	(1.6%)
父母の養育拒否	158	(6.8%)	215	(3.9%)	254	(18.1%)
破産等経済的理由	148	(6.3%)	225	(4.1%)	97	(6.9%)
児童の監護困難	—	—	295	(5.4%)	73	(5.2%)
その他	315	(13.5%)	460	(8.4%)	113	(8.1%)
合計	2,331	(100.0%)	5,473	(100.0%)	1,403	(100.0%)

家庭福祉課調べ

(4) 在所期間別在籍児童数 (平成23年3月1日現在在籍児童)

(単位：人)

区分	乳児院入所児童		児童養護施設入所児童		里親委託児童	
	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合
1年未満	1,561	48.7%	4,806	15.8%	975	24.7%
1年以上2年未満	999	31.2%	3,886	12.7%	631	16.0%
2年以上3年未満	466	14.6%	3,612	11.8%	477	12.1%
3年以上4年未満	141	4.4%	3,045	10.0%	361	9.2%
4年以上5年未満	27	0.8%	2,491	8.2%	274	6.9%
5年以上6年未満	7	0.2%	2,114	6.9%	256	6.5%
6年以上7年未満	2	0.1%	1,955	6.4%	206	5.2%
7年以上8年未満	-	-	1,671	5.5%	206	5.2%
8年以上9年未満	-	-	1,466	4.8%	139	3.5%
9年以上10年未満	-	-	1,416	4.6%	103	2.6%
10年以上11年未満	-	-	1,118	3.7%	80	2.0%
11年以上12年未満	-	-	894	2.9%	65	1.6%
12年以上13年未満	-	-	688	2.3%	50	1.3%
13年以上14年未満	-	-	538	1.8%	33	0.8%
14年以上15年未満	-	-	411	1.3%	33	0.8%
15年以上16年未満	-	-	249	0.8%	33	0.8%
16年以上17年未満	-	-	116	0.4%	18	0.5%
17年以上18年未満	-	-	25	0.1%	7	0.2%
18年以上	-	-	13	0.0%	4	0.1%
総数	3,203	100.0%	30,514	100.0%	3,951	100.0%
平均年齢	1.3年間		5.0年間		4.0年間	

家庭福祉課調べ (平成23年3月1日現在)

(5) 在所期間別退所児童数 (平成22年度中に退所した児童)

(単位:人)

区分	乳児院退所児童		児童養護施設退所児童		里親委託解除児童	
	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合
1か月未満	276	11.7%	169	2.9%	182	14.0%
1か月以上2か月未満	190	8.1%	180	3.1%	76	5.8%
2か月以上6か月未満	356	15.1%	398	6.8%	150	11.5%
6か月以上1年未満	323	13.7%	499	8.5%	195	15.0%
1年以上2年未満	576	24.5%	757	12.9%	242	18.6%
2年以上3年未満	442	18.8%	627	10.7%	102	7.9%
3年以上4年未満	137	5.8%	564	9.6%	73	5.6%
4年以上5年未満	42	1.8%	416	7.1%	78	6.0%
5年以上6年未満	7	0.3%	334	5.7%	42	3.2%
6年以上7年未満	5	0.2%	243	4.2%	25	1.9%
7年以上8年未満	-	-	231	3.9%	32	2.7%
8年以上9年未満	-	-	202	3.5%	8	0.6%
9年以上10年未満	-	-	208	3.6%	10	0.8%
10年以上11年未満	-	-	184	3.1%	10	0.8%
11年以上12年未満	-	-	166	2.8%	6	0.5%
12年以上13年未満	-	-	170	2.9%	10	0.8%
13年以上14年未満	-	-	123	2.1%	12	0.9%
14年以上15年未満	-	-	122	2.1%	14	1.1%
15年以上16年未満	-	-	142	2.4%	14	1.1%
16年以上17年未満	-	-	102	1.7%	10	0.8%
17年以上18年未満	-	-	15	0.3%	3	0.2%
18年以上	-	-	2	0.1%	3	0.2%
総数	2,354	100.0	5,854	100.0%	1,297	100.0%
平均年齢	1.4年間		5.1年間		2.6年間	

(6) 児童養護施設の入退所の状況 (平成22年度中)

(単位:人)

平成22年度新規入所児童数 (新規又は措置変更)				平成22年度退所児童数							
他の児童 福祉施設	家庭から	その他	計	解除						変更	
				家庭環境 改善	養子 縁組	自立 就職	無断 外出	死亡	その他	計	他の児童 福祉施設 等
1,160	4,248	65	5,473	3,390	25	1,275	25	5	393	5,113	741

変更前の内訳							変更後の内訳						
乳児院	他の児童 養護施設	情緒障害 児短期治 療施設	児童自立 支援施設	母子生活 支援施設	里親	その他	他の児童 養護施設	情緒障害 児短期治 療施設	児童自立 支援施設	里親	ファミ リーホ ーム	母子生活 支援施設	その他
700	197	69	70	22	83	19	187	51	154	159	30	4	156

(7) 乳児院の入退所の状況 (平成22年度中)

(単位:人)

平成22年度新規入所児童数 (新規又は措置変更)				平成22年度退所児童数					
他の児童 福祉施設	家庭から	その他	計	解除					変更
				家庭環境 改善	養子縁組	死亡	その他	計	他の児童福 祉施設等
104	1,989	238	2,331	1,209	45	2	46	1,302	1,052

変更前の内訳				変更後の内訳					
他の 乳児院	母子生活 支援施設	里親	その他	他の 乳児院	母子生活 支援施設	里親	ファミリ ーホ ーム	児童養護 施設	その他
29	18	8	49	29	9	217	5	741	51

(6)(7):家庭福祉課調べ

(8) 里親の委託・委託解除の状況 (平成22年度中)

(単位：人)

平成22年度新規委託児童数 (新規又は措置変更)			
他の児童福祉施設	家庭から	その他	計
582	771	50	1,403

平成22年度委託解除児童数							変更
解除							他の児童福祉施設等
家庭環境改善	養子縁組	自立自活	無断外出	死亡	その他	計	
389	239	151	9	3	130	921	376

変更前の内訳							
乳児院	児童養護施設	情緒障害児短期治療施設	児童自立支援施設	母子生活支援施設	他の里親	ファミリーホーム	その他
273	177	6	29	1	76	5	15

変更後の内訳							
乳児院	児童養護施設	情緒障害児短期治療施設	児童自立支援施設	母子生活支援施設	他の里親	ファミリーホーム	その他
14	104	6	8	1	77	146	20

(9) 里親の一時的な休息のための援助 (レスパイト・ケア) の実施状況 (平成22年度実績)

受入先種別	受入施設等数	延利用回数	実施延日数
里親	183	335	817
児童養護施設	35	60	220
乳児院	9	14	49
その他	9	13	50
合計	236	422	1,136

※レスパイト・ケアを利用した里親世帯数・・・238世帯

(8)(9): 家庭福祉課調べ

(10) 措置児童の保護者の状況

(人)

区分	乳児院児	養護施設児	里親委託児
父母有り（養父母含む）	1,590 (48.2%)	10,040 (31.8%)	645 (17.9%)
父のみ（養父含む）	85 (2.6%)	4,966 (15.7%)	351 (9.7%)
母のみ（養母含む）	1,253 (37.9%)	11,235 (35.6%)	1,445 (40.0%)
両親ともいない	68 (2.1%)	2,730 (8.6%)	769 (21.3%)
両親とも不明	65 (2.0%)	708 (2.2%)	243 (6.7%)
不詳	238 (7.2%)	1,914 (6.1%)	158 (4.4%)
総数	3,299 (100.0%)	31,593 (100.0%)	3,611 (100.0%)

児童養護施設入所児童等調査（平成20年2月1日）

(11) 里親の状況（平成23年3月1日現在）

(人)

委託里親数	里親の構成	里親の就業状況	
3,040	夫婦世帯 2,732	一方が働いている	1,477 (48.6%)
		共働き	1,067 (35.1%)
		どちらも働いていない	188 (6.2%)
	ひとり親世帯 308	働いている	174 (5.7%)
		働いていない	134 (4.4%)

(12) 新生児等の措置先（平成22年度中）

(人)

措置時の年齢	措置先		
	乳児院	里親	合計
0歳児（1か月未満）	408	41	449
0歳児（1か月以上）	944	105	1,049
1歳以上2歳未満	560	127	687
合計	1,912	273	2,185

(11) (12) : 家庭福祉課調べ

(13) 新生児等の新規措置の措置先 (都道府県市別)

(平成22年度)

(家庭福祉課 調べ)

	乳児院への措置			里親への措置		
	0歳児 (1か月 未満)	0歳児 (1か月 以上)	1歳以上 2歳未満	0歳児 (1か月 未満)	0歳児 (1か月 以上)	1歳以上 2歳未満
北海道	6	11	2	7	24	11
青森県	2	3	1	0	0	0
岩手県	5	8	3	0	1	0
宮城県	2	6	3	0	1	1
秋田県	2	4	3	0	0	0
山形県	2	9	1	0	0	0
福島県	5	6	3	1	3	7
茨城県	8	19	5	1	0	0
栃木県	8	11	5	0	2	2
群馬県	4	7	11	0	0	3
埼玉県	31	50	37	0	4	9
千葉県	12	25	6	0	6	14
東京都	70	172	122	0	0	13
神奈川県	2	8	12	0	5	4
新潟県	2	4	0	0	3	2
富山県	5	8	6	0	0	1
石川県	2	5	0	0	0	0
福井県	6	2	1	0	0	0
山梨県	0	1	1	0	3	8
長野県	5	16	5	1	1	2
岐阜県	5	9	0	1	0	2
静岡県	5	20	6	0	2	0
愛知県	10	18	25	9	5	2
三重県	5	17	5	0	0	0
滋賀県	2	5	5	0	0	3
京都府	0	1	3	0	1	0
大阪府	20	38	39	3	1	2
兵庫県	3	11	10	0	0	0
奈良県	3	9	8	0	0	0
和歌山県	0	0	0	0	0	0
鳥取県	1	9	2	0	0	0
島根県	0	0	0	0	0	0
岡山県	6	22	16	0	1	0
広島県	1	3	0	0	0	0
山口県	5	6	6	0	3	2

	乳児院への措置			里親への措置		
	0歳児 (1か月 未満)	0歳児 (1か月 以上)	1歳以上 2歳未満	0歳児 (1か月 未満)	0歳児 (1か月 以上)	1歳以上 2歳未満
徳島県	0	16	3	0	0	0
香川県	2	3	1	0	0	0
愛媛県	1	13	3	0	0	0
高知県	5	11	4	0	0	0
福岡県	14	28	19	0	1	1
佐賀県	5	4	3	0	0	0
長崎県	2	5	2	0	0	0
熊本県	1	8	3	0	0	3
大分県	5	16	5	5	10	4
宮崎県	4	12	4	0	0	0
鹿児島県	10	5	2	0	2	1
沖縄県	5	17	1	1	3	1
札幌市	8	14	3	7	5	6
仙台市	7	8	3	0	0	0
さいたま市	5	14	4	0	2	1
千葉市	1	5	1	0	0	1
横浜市	9	33	11	0	0	2
川崎市	3	11	13	0	0	2
相模原市	2	6	2	0	0	0
新潟市	0	1	0	1	2	0
静岡市	2	14	3	1	3	1
浜松市	5	0	2	1	3	1
名古屋市	10	20	15	1	1	3
京都市	6	8	10	0	1	0
大阪市	19	62	43	0	3	5
堺市	3	13	12	0	0	0
神戸市	6	3	4	0	0	0
岡山市	0	5	5	0	0	0
広島市	0	0	0	1	0	2
北九州市	3	12	9	0	0	1
福岡市	7	23	5	0	3	2
横須賀市	0	2	1	0	0	0
金沢市	4	2	3	0	0	0
熊本市	9	7	9	0	0	2
合計	408	944	560	41	105	127

(14) 里親申込の動機

総数	児童福祉への理解から	子どもを育てたいから	養子を得たいため	その他	不詳
2,626	974	825	572	224	31
100.0%	37.1%	31.4%	21.8%	8.5%	1.2%

(15) 委託児童数

総数	1人	2人	3人	4人	5人以上	不詳
2,626	1,360	657	292	149	130	38
100.0%	51.8%	25.0%	11.1%	5.7%	5.0%	1.4%

(16) 里親の年齢

	総数	30歳未満	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	いない	不詳
里父	2,626	12	148	599	1,024	621	219	3
	100.0%	0.5%	5.6%	22.80%	39.0%	23.6%	8.3%	0.1%
里母	2,626	26	195	828	999	538	-	40
	100.0%	1.0%	7.4%	31.5%	38.0%	20.5%	-	1.5%

(17) 里親の職業

総数	社会福祉事業従事者	教員	専門・技術	管理	事務	販売	農林・漁業	単純労働	サービス	宗教家	その他の就業	不詳
2,626	198	82	503	110	336	158	110	131	206	270	435	87
100.0%	7.5%	3.1%	19.2%	4.2%	12.8%	6.0%	4.2%	5.0%	7.8%	10.3%	16.6%	3.3%

(14)～(17) 児童養護施設入所児童等調査 (平成20年2月1日)

(18) 家族との交流状況

(単位：人)

		養護施設児	乳児院児	里親委託児	情短施設児	自立施設児
総数		31,593 (100.0%)	3,299 (100.0%)	3,611 (100.0%)	1,104 (100.0%)	1,995 (100.0%)
交流あり	帰宅	16,657 (52.7%)	652 (19.8%)	327 (9.1%)	762 (69.0%)	904 (45.3%)
	面会	5,947 (18.8%)	1,693 (51.3%)	461 (12.8%)	180 (16.3%)	309 (15.5%)
	電話手紙 連絡	3,020 (9.6%)	237 (7.2%)	193 (5.3%)	55 (5.0%)	147 (7.4%)
交流なし		5,071 (16.1%)	667 (20.2%)	2,598 (71.9%)	99 (9.0%)	146 (7.3%)
不詳		898 (2.8%)	50 (1.5%)	32 (0.9%)	8 (0.7%)	489 (24.5%)

児童養護施設入所児童等調査（平成20年2月1日）

(19) 家族との交流の頻度 ((18)における「交流あり」の頻度別内訳)

(単位：人)

		総 数	月1回以上	年2回～11回	年1回ぐらい	不詳
乳児院児	帰 宅	652 (100.0%)	399 (61.2%)	230 (35.3%)	23 (3.5%)	0 (0.0%)
	面 会	1,693 (100.0%)	828 (48.9%)	737 (43.5%)	127 (7.5%)	1 (0.1%)
	電話手紙 連絡	237 (100.0%)	85 (35.9%)	113 (47.7%)	39 (16.4%)	0 (0.0%)
養護施設児	帰 宅	16,657 (100.0%)	4,025 (24.2%)	11,694 (70.2%)	924 (5.5%)	14 (0.1%)
	面 会	5,947 (100.0%)	1,162 (19.5%)	4,072 (68.5%)	704 (11.8%)	9 (0.2%)
	電話手紙 連絡	3,020 (100.0%)	590 (19.5%)	1,917 (63.5%)	501 (16.6%)	12 (0.4%)
里親委託児	帰 宅	327 (100.0%)	103 (31.5%)	178 (54.4%)	43 (13.1%)	3 (0.9%)
	面 会	461 (100.0%)	91 (19.7%)	287 (62.3%)	82 (17.8%)	1 (0.2%)
	電話手紙 連絡	193 (100.0%)	34 (17.6%)	102 (52.8%)	54 (28.0%)	3 (1.6%)

児童養護施設入所児童等調査 (平成20年2月1日)

(20) 定員規模別児童福祉施設数

(単位：か所)

	乳児院	児童養護施設	情緒障害児 短期治療施設	児童自立支援施設
総数	129 (100.0%)	585 (100.0%)	37 (100.0%)	58 (100.0%)
20人以下	52 (40.3%)	4 (0.7%)	1 (2.7%)	1 (1.7%)
21 ~ 30	34 (26.4%)	61 (10.4%)	9 (24.3%)	4 (6.9%)
31 ~ 40	21 (16.3%)	92 (15.7%)	14 (37.8%)	6 (10.3%)
41 ~ 50	11 (8.5%)	124 (21.2%)	11 (29.7%)	14 (24.3%)
51 ~ 60	5 (3.9%)	97 (16.6%)	2 (5.4%)	11 (18.9%)
61 ~ 70	2 (1.6%)	71 (12.1%)		5 (8.6%)
71 ~ 80	3 (2.3%)	47 (8.0%)		4 (6.9%)
81 ~ 90	1 (0.8%)	35 (6.0%)		3 (5.2%)
91 ~ 100		24 (4.1%)		4 (6.9%)
101 ~ 110		13 (2.2%)		
111 ~ 120		5 (0.9%)		1 (1.7%)
121 ~ 150		7 (1.2%)		3 (5.2%)
151人以上		5 (0.9%)		2 (3.4%)

家庭福祉課調べ（平成23年10月1日現在）

(21) ファミリーホーム(①)、自立援助ホーム(②)、児童家庭支援センター(③)の実施状況

	①	②	③
北海道	7	2	8
青森県	3		1
岩手県		1	1
宮城県	3		1
秋田県		1	
山形県	2		2
福島県			
茨城県	4	2	2
栃木県	1	2	
群馬県	5	1	2
埼玉県	2	3	3
千葉県	3	4	4
東京都	13	18	
神奈川県		2	
新潟県			
富山県	1		
石川県			2
福井県			4

	①	②	③
山梨県	4	1	1
長野県			
岐阜県		1	3
静岡県	3	2	1
愛知県	3		
三重県	3	1	1
滋賀県	6	1	1
京都府			2
大阪府	1	2	1
兵庫県			6
奈良県	1		2
和歌山県		1	1
鳥取県	1	3	1
島根県		1	
岡山県	2	1	1
広島県	1		
山口県	2	1	4
徳島県	1		1

	①	②	③
香川県	1	1	1
愛媛県	2		1
高知県	3	1	3
福岡県	2		1
佐賀県			
長崎県	1	2	1
熊本県			1
大分県	9	1	2
宮崎県		1	
鹿児島県	1	2	
沖縄県	10	1	1
札幌市	4	3	5
仙台市		1	
さいたま市	1	2	
千葉市	1		3
横浜市	8	2	3
川崎市	3	1	2
相模原市	1		

	①	②	③
新潟市	1	1	
静岡市			
浜松市			
名古屋市	1	1	1
京都市	1	1	
大阪市	4	3	1
堺市			1
神戸市			2
岡山市	3	2	
広島市	1	1	
北九州市	4	2	1
福岡市	8	1	
横須賀市	2		
金沢市			1
熊本市	1	1	
合計	145	82	87

(平成23年10月1日現在家庭福祉課調べ)

(22) 児童相談所の里親担当職員と里親委託等推進員の配置状況（平成23年9月現在：家庭福祉課調べ）

	児童相談所の体制				里親支援機関事業における里親委託等推進員の体制							
	児相数	里親担当職員			里親委託等推進員			里親委託等推進員の配置状況				
		うち専任	うち他業兼務		常勤	非常勤	自治体が雇用して児相に配置	委託法人が雇用して児相に配置	委託法人が雇用して委託先に配置	児童福祉司が兼務して「里親委託等推進員」の名称で配置		
全 国	206	325	52	273	108	25	83	87	4	6	11	
1 北海道	8	8	8		8	8					8	
2 青森県	6	8		8	1		1	1				
3 岩手県	3	3		3	1		1	1				
4 宮城県	3	4		4	2	2		2				
5 秋田県	3	4	1	3								
6 山形県	2	2		2	1	1			1			
7 福島県	4	4		4	4	4	4	4				
8 茨城県	3	3		3	1	1	1	1				
9 栃木県	3	3		3	3	3	3	3				
10 群馬県	3	4		4	3	3	3	3				
11 埼玉県	6	11		11	7	7	7	7				
12 千葉県	6	12	6	6	1	1			1			
13 東京都	11	22	13	9	3	3		3				
14 神奈川県	5	5		5	5	5	5	5				
15 新潟県	5	19		19								
16 富山県	2	2		2	2	2	2		2			
17 石川県	2	3		3	2	2	2	2				
18 福井県	2	2		2								
19 山梨県	2	2		2	1	1	1	1				
20 長野県	5	9		9								
21 岐阜県	5	6	1	5	1	1	1	1				
22 静岡県	7	11		11	3	3	3	3				
23 愛知県	10	24		24	2	2	2	2				
24 三重県	6	14		14	1	1	1	1				
25 滋賀県	2	2		2	1	1	1	1				
26 京都府	3	3		3								
27 大阪府	6	8	1	7	5	5	5	5				
28 兵庫県	6	6	1	5								
29 奈良県	2	3		3	1	1	1	1				
30 和歌山県	2	3		3	1	1	1	1				
31 鳥取県	3	4		4	1	1			1			
32 島根県	4	8		8								

		児童相談所の体制				里親支援機関事業における里親委託等推進員の体制							
		児相数	里親担当職員			里親委託等推進員			里親委託等推進員の配置状況				
				うち専任	うち他業兼務		常勤	非常勤	自治体が雇用して児相に配置	委託法人が雇用して児相に配置	委託法人が雇用して委託先に配置	児童福祉司が兼務して「里親委託等推進員」の名称で配置	
33	岡山県	3	3		3	2		2	2				
34	広島県	3	3	1	2	3	2	1	3				
35	山口県	5	5		5	1		1	1				
36	徳島県	3	4		4	1	1				1		
37	香川県	2	3	1	2	1	1		1				
38	愛媛県	3	3		3								
39	高知県	2	6	1	5								
40	福岡県	6	6		6	4		4	4				
41	佐賀県	1	2	1	1	1		1	1				
42	長崎県	2	2		2	2		2	2				
43	熊本県	2	2		2	1		1	1				
44	大分県	2	2	1	1	2		2	2				
45	宮崎県	3	18		18								
46	鹿児島県	3	3		3	1		1	1				
47	沖縄県	2	2	2		2	2		2				
48	札幌市	1	2	1	1	1		1	1				
49	仙台市	1	1		1	1		1	1				
50	さいたま市	1	5		5	1		1	1				
51	千葉市	1	1		1								
52	横浜市	4	8	4	4	4		4	4				
53	川崎市	3	3	1	2	1		1	1				
54	相模原市	1	2	1	1	1		1	1				
55	新潟市	1	2		2								
56	静岡市	1	1		1	1		1	1				
57	浜松市	1	3		3	1		1	1				
58	名古屋市	2	6		6	2		2	2				
59	京都市	1	2		2	2		2					2
60	大阪市	1	6	6		1		1	1				
61	堺市	1	2	1	1	2		2			2		
62	神戸市	1	5		5	1	1		1				
63	岡山市	1	1		1	1		1	1				
64	広島市	1	1	1		1		1	1				
65	北九州市	1	1	1									
66	福岡市	1	2	2		2		2	2				
67	横須賀市	1	1		1	1		1	1				
68	金沢市	1	2		2	1	1						1
69	熊本市	1	1		1	2		2	2				